

和8年加美町議会第1回定例会会議録第2号

令和8年2月24日（火曜日）

出席議員（17名）

1番	田中草太君	2番	早坂潔君
3番	今野清人君	4番	佐藤圭介君
5番	早坂伊佐雄君	6番	早坂忠幸君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	伊藤淳君
13番	米木正二君	14番	高橋聡輔君
15番	味上庄一郎君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木実君
危機対策課長	早坂卓君
企画財政課長	内海茂君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	西山千秋君
税務課長	猪股良幸君
農林課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	我孫子裕二君
森林整備対策室長	後藤勉君
商工観光課長	阿部正志君

建 設 課 長	村 山 昭 博 君
高 齢 障 が い 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	川 熊 裕 二 君
保 険 健 康 課 長	武 田 明 美 君
こ ど も 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
こ ども 家 庭 セ ン タ ー 所 長	相 澤 育 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	伊 藤 一 衛 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学 校 教 育 環 境 整 備 推 進 室 長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 功 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 登 志 子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	尾 形 智 弘 君
主 事	鈴 木 智 史 君
主 事	千 葉 奏 衣 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

午前10時00分 開議

○議長（味上庄一郎君） ご参集の皆様、ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番三浦英典君、11番沼田雄哉君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（味上庄一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、2月20日に続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告4番、14番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 高橋聡輔君 登壇〕

○14番（高橋聡輔君） それでは、改めまして、おはようございます。

通告どおり2件の一般質問をさせていただきたいと思います。

1点目に関しましては、鳴瀬川中新田緑地、通称あゆの里公園の管理についてでございます。

初日の一般質問で、8番議員のほうから健康アプリの活用というようなお話がありました。現在今、健康アプリがみやぎ健康ウォークというところで、健康アプリが宮城県から出ておりますが、私もそれを活用しまして、ここの公園で一生懸命歩いているところでございますが、実はみやぎ健康ウォーク、少しお話をさせていただきたいと思うんですが、加美町が宮城県で今最下位の順位になっております。ぜひ登録されている方、このぐらい歩いたよというのをプラスしていただければ、少しでも宮城県の中で上のほうに上がっていきなというふうに思っております。

また、職員の皆さんもなかなか使っていないんじゃないかというような質問もございましたが、上位を占めているのが我々議会関係、私を含めまして議員と、また職員が上位を占めておりますので、ぜひ皆さん、そこに参加していただいて、もっともっと上位に来るように、皆さ

んもご協力していただきたいなという思いを兼ねまして、私が歩いている中新田あゆの里公園についての管理で質問させていただきます。

鳴瀬川中新田緑地、あゆの里公園は、鳴瀬川河川敷内に整備された田川・並柳等公園のほか、複数のスポーツ施設群から構成されているほか、近くには民有地である畑等が広がっています。また、河川は県管理という複雑な管理体制となっております。昨年の熊出没非常事態宣言の影響もあり、河川付近は県の予算で、支障木等の伐採を行っていただきましたが、今後の管理体制が求められると思ひまして、以下の件についてお伺いさせていただきます。

1 点目としましては、今後、名称を多目的グラウンドと変更する予定のサッカー・ラグビー場の整備について、どのような方針で行っていくのか。

2 点目です。現在の民有地は畑として使われておらず、雑草が生い茂っている箇所も見受けられます。耕作者と所有者の特定はできているのか、また今後どのように管理を促していく予定であるのか。

3 点目です。以前から雑草を刈るだけになっているサッカー場東側の 2 ヘクタールの町有地や、ほかにも町有地が点在していると思いますが、ここの使い道等は検討しているのかどうか。

4 点目です。県管理の河川の部分、今回施政方針でも触れていたように思いますが、現状を維持していくため、せっかく刈っていただきましたので、ここ 1・2 年放置すれば、また元どおりになってしまいます。この辺の対応、対策はどのように考えているのか。

以上の点についてよろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 改めまして、皆様、おはようございます。

定例会 2 日目も何とぞよろしくお願いいたします。

高橋議員からは、あゆの里公園の管理についてといったようなご質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、順次答えさせていただきたいと思ひます。

まず、1 点目でございますけれども、サッカー・ラグビー場の整備についてに関してお答えさせていただきたいと思ひます。

この整備に関しましては、第 3 次加美町総合計画の実施計画におきまして、人工芝によるフィールド整備を将来計画しているところでございます。しかしながら、近隣の町に人工芝のサッカー場があることや、陶芸の里スポーツ公園陸上競技場内も利用可能なこと、以前は 2 チー

ムあった町内のサッカースポーツ少年団も、数年前から1つに統合されまして、練習等は同じ公園内の芝生広場をメインとして利用されていること、加えて、近年当グラウンドは野球大会の際のアップスペースやソフトボール大会の会場として利用されることもありましたので、今般、名称を多目的グラウンドに改めるものでございます。

どのような方針で整備を行うのかということに関してですが、前段で述べた利用形態のほか、イベント等にも活用できるスペースとして検討したいと考えております。

また、何かの整備を施そうとしますと、面積的に大きな事業費がかかることが予想されますので、現状でどうやったら活用いただけるかといったことも含めて考えていきたいと思っております。

次に、2点目の民有地の耕作者と所有者の特定はできているのかという問いにお答えさせていただきます。

民有地の所有者につきましては、固定資産台帳及び農家台帳から確認することができます。また、耕作者については、農業委員会を通して耕作権の権利設定をしている場合は特定できますが、住吉及び西川原の畑のほとんどが権利設定されておりませんので、所有者ご本人による耕作、または相対での貸し借りで耕作されているんじゃないかと考えております。

今後の管理につきましては、基本的に農地の管理は所有者が行いますが、耕作されていない農地については、農業委員会に相談があれば所有者の意向調査を行い、ご希望により耕作者のあっせんに努めたいと考えております。

次に、3点目の雑草を刈るだけになっている町有地等の使い道は検討しているのかということについてお答えさせていただきます。

このことにつきましては、以前からご指摘いただいておりますが、有効な活用計画の提案にはまだ至っておりません。最初のご質問と同様の回答になりますが、3.6ヘクタールを超える面積に、町の事業として何かを施すには多額の事業費が必要となっておりまいます。以前にご提案いただいたアダプトプログラムの募集や、稼げる活用策の検討などを含め、使い道を考えていきたいと思っております。まずは、2点目のご質問にあります民有地の荒廃を助長させないよう、草刈り等に努めていかなければいけないのかなというふうに考えております。

最後に、4点目の宮城県が管理する河川部分について、現状していくための対応策についてお答えさせていただきます。

宮城県は、今年度の異常な熊の出没時における隠れ家、移動経路に使われたことが指摘された河川の草刈りを部分的に行いました。ただし、その行為は毎年継続実施されるものではない

と思われるため、どうやって維持していくのかということになるかと思います。そこは私も大変危惧しているところでございますので、災害防止及び熊等の鳥獣出没の観点から、徹底して除草並びに支障木の伐採を求めてまいりたいと考えております。また、町としては県で募集しているスマイル・リバー・プログラムへの企業・団体様の参画等についてPRしていきたいと考えております。

ただいま県のほうで、毎年除草、支障木の伐採というのは、いつときだけではないかという推測もある中におきまして、私としても、とにかく鳴瀬川ダム、これの建設に伴いまして、とにかく土地の粒度があのような状態では、これはダムとしての機能も本来の機能を発揮できないと考えております。ですので、引き続き強く国や県に、あの河川のいわゆる支障木除草の徹底といった美化、これを求めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ただいま答弁いただいた中で、まず、この質問の中の大枠といいますか、全体像を考えた場合に、例えば町長の答弁の最後にありました鳴瀬川ダムの存在というところが、私も今回これで考えることができないかなというところはあった次第でございます。鳴瀬川ダムができることによって、ますます治水等も対応ができるというふうになった場合には、今までこの公園というのはどうしても、増水した場合に水の流れを変えてしまうようなものを造ってはいけませんとか、そういったものの制限が大分あったと思いますが、こういったものができ上がることによって、非常に安全で使えるものになっていくのではないかと。しからば、あそこというのは、もっと町にとって観光の面でも健康増進のためにも、もっともっと有用なものになるのじゃないかと、非常にポテンシャルが高いのではないかとということを考えておりまして、今回この質問をさせていただいております。

そういった観点から考えた場合に、ここの管理体制というのを大きく検討しているような状況はあるか、ないか、まずこの点からお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

大きく検討しているかというところでございますけれども、高橋議員のほうからは、以前からもこの公園に関していろいろご提案なりご意見をいただいていたところで、数年前から運動施設でしたり、遊具でしたり、少しずつではございますけれども、更新、修繕といったところを進めてきているところでございます。

なかなか、今度多目的グラウンドと名称変更を考えておりますけれども、そちらのほうにし

たりとか、あと砂塵対策で購入した2.6ヘクタール、あと、それを合わせていろいろ町有地、運動施設以外の町有地3.6ヘクタールぐらいになるんですけども、そこは何かしようとしなす、なかなかちょっと事業費的にもということがございますんで、まだちょっと今これをというところは、まだちょっと計画立てはできていないところではございますけれども、まずはあそこの公園は、昭和50年の後半ぐらいから平成の初めにかけて整備されてきて、なかなかこれまで維持修繕等を図ってきていない中で、少しずつまずはその既存の施設のほうの修繕を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ぜひこの点については、町長からも答弁いただきたいなというふうに思います。というのが、様々これから観光等々をやっていく場合に、山林を何か開発していく、あるいは水源の水の流れが変わってしまうとか、そういった開発行為というのは非常に難しいとは思いますが、もうここは非常に開かれている地域でございますし、やはりいろんな、前回スポーツの関係でも言いましたが、する方々が来ているのを考えると、ほかの自治体へ行って、ああいったスポーツ公園のようなものがあるんですけども、買物するのにすごい遠いところにあたりして、使い勝手が悪いと。この中新田のあゆの里公園に関しましては、公園から5分も行けば買物ができるところが、非常に近くにあるといったところで、立地的にも非常にいいのかなというふうに思っております。

なので、観光あるいは今後のまちづくりの一つとして、非常に有用なものだというふうに私は個人的には考えているんですが、この点について町長からもぜひ答弁をお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

今、高橋議員おっしゃってくださったように、決してあゆの里公園のあのロケーションも含めまして、または例えばソフトボールの競技場に関しましても、あれだけ面が取れる、この県内においてソフトボールができるといったような施設はあそこしかないというふうなご評価もいただいております。

さらには、繰り返しになりますけれども、鳴瀬川ダム、これが実際にできてきて、治水に利するようにといったようなことを言われているわけですが、あゆの里公園のみならず、現在ははっきり言いまして、県管理のこの加美町内の鳴瀬川、田川というのは非常に荒れているような状況でございます。

ですんで、まずは防災という観点から、鳴瀬川ダムに関連してお話しさせていただければ、

まずそういう防災という観点からも、きちんと河川敷をきれいにするといったこと、これはマストなのかなというふうに強く思っておりますので、繰り返しになりますけれども、国や県に、あそこの、この河川敷の整備というのは、まず第一点として強く求めていかなければいけない。

ならば、よくちよいちよい私も国交省のほうにも行っているんですが、むしろこの加美町内の県管理である一級河川の部分も、国が管轄してほしいと、そういったようなことも強く要望しているところでございます。

さらに翻って、あゆの里公園の価値といったようなことを考えますと、やはりこれも議員ご指摘のように、これから観光ということを強く打ち出している加美町でございますので、観光資源の大きな一つとして、また色麻町から鳴瀬橋を渡って入ってくる時のゲートウェイになるわけですので、その整備というものをきちんとできれば、観光資源の大きな一つとして役に立ってくれるというふうに私も思っております。

ただ、まだ何度も再三再四なんですが、具体的に青写真を描いていないところの状況でございますので、それに関わる予算等も含めまして、今後検討していく大きな課題かなというふうに感じております。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） この時期ですんで、すぐすぐ予算云々と言うつもりはございませんが、まずその青写真をぜひ描くスタートを切っていただきたいなというふうに思っている質問を出しております。

それでは、細かい質問をちょっとさせていただきますけれども、まず、1点目の名称を多目的グラウンドと変更する予定のサッカー場、ラグビー場の整備についてということで、町長の答弁のほうから、今後、イベント等にも活用していきますよというようなお話を伺いました。しかしながら、この部分に関しては現状のままで活用をしていくというような答弁があったかと思います。

現状のままでいう場合には、今もサッカー場の周りといいますか、芝生といいますか、雑草といますか、短く刈り込みをしたりというような活用、管理体制をしているんですけども、この辺の部分に関しましても、方向性はこのまま、管理体制もこのままという形でやっていくのかどうか、この辺についてお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

現状のままでというのは、まず、今先ほど町長のほうからもありましたけれども、具体的な

町の青写真というのをちょっと描けていないというところがありましたので、ただ既存の今あるサッカーゴールとベンチなど、傷んだ状態になっているので、そういったところの修繕を図りつつ、まずは現状で使っていただいて、その後に計画立てできたらなと考えているところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） さすが建設課長ですね。私が言おうとしているところはそこでありまして、ベンチの屋根、すごい傷んでいるんですね。非常に屋根もあるんだかないんだかよく分からないような屋根になっていて、ペンキもすごい塗装は、塗装だといいますか、剥げている状況になっております。あのままですと、何に使えるんだろうというところが、私としても疑問でございました。その部分をぜひベンチの塗装、あるいは屋根の部分、そういったものをしっかり整備しなければ、今後イベント等にも活用していくということが難しいのかなというふうに思っておりますので、その辺の部分に関して大きな予算ではないと思いますので、その辺をぜひ今後検討じゃないですね、やっていただきたいというふうに思います。

また、サッカーゴールというような話、これはラグビー場というのは、昔ラグビーのゴールのようなものがあつたんですけれども、今はもうラグビーゴールもなくなってしまいまして、サッカーゴールだけが移動式じゃないんですね。固定式でサッカーゴールがついております。しかしながら、このサッカーゴールも同じく白いとは言えないぐらいのゴールになっておりまして、ネットはかかっているだけでボールはすぐ抜けていくような状況になっております。この部分、活用できるように、その辺の修繕に対してどのように考えているかというところについてお伺いしたいと思います。

この件に関しては、通告していないので、こちらもちろん質問するつもりはないんですけれども、部活動の地域展開を進めるに当たりまして、例えば子どもたちがサッカーを気軽にできるような場所というのがなくなってしまうんですね、あそこのゴールネットも使えなくなってゴールも使わないという話になると、中学校、小学校でサッカーゴールがあつてそこに勝手にそこでサッカーをやっているのか、悪いのかというようなこともございますし、そういった子どもたち、昨日、おとといなんか中学生は大分公園でボールを蹴ったり、バレーボールしているところが見受けられました。そういった自由にできる場所というのを、今後地域展開に伴いまして、子どもたちの居場所といいますか、遊べる場所というのもしっかりとつくっていかねばいけなと。その観点から考えますと、そういったサッカーボールに関しましても、しっかり使える状況で残していただきたい。あわよくばバスケットをやっている方々からは、

バスケットゴールなんかもどこかにあったらいいなというような話を聞いております。あその
のサッカー、多目的グラウンドと名称変更する予定にはなっていますが、あその駐車場は、
実はすごくコンクリートがきれいな状況になっていまして、あそこになんかバスケットゴール
なんかあったら、子どもたちがたくさん来るんだろうなという想像しながら、日々ウォーキン
グさせていただいております。その辺につきまして、答弁がございましたらお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

サッカーゴールについてですけれども、公式の試合とかを考えたときには、ちょっとサイズ
がどうかというところもあるはあるんですけれども、自由に使えるというところで、先ほどの
ベンチと同様、ネットの更新でしたり、塗装でしたり、そういったところを少しずつちょっと
考えさせていただきたいと考えております。自由にみんなが使えるようにやっていきたいとは
考えております。

あとは、バスケットゴールにつきましては、あその公園内、ほかにもいろいろ既存の施設
の修繕というのも多々ありますので、少しずつ考えていきたいとは思っております。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 急にバスケットゴールという話をしましたけれども、昨年ですか、鳴峰
中学校のオープン事業に参加したときにも、鳴峰中学校の子どもたちもバスケットゴールをつ
くってバスケットを普及していきたいというような話もしていましたし、中新田中学校の子ど
もたちも、やはりそういった思いがあるようだということを最近知りまして、ぜひその辺も検討
の一つに入れていただきたいというふうに思っております。

また、今回このあゆの里公園というところで、様々な管理、これは今回ここに書いていない
ですけれども、テニスコートもこのあゆの里公園の施設群の中に入っていますけれども、テニ
スコートあるいはこの多目的グラウンド、そのほか芝生公園だったり、ゲートボール場という
ところがありますが、この辺の予約体制並びに管理体制というのが、恐らく占有をする場合に
関しては、公民館等々に行って貸出しをしなければいけないというような状況なんですけれど
も、多分今の状況ですと、公民館に行かないと、どういう状況かが分からない。借りるにも予
約状況等々が分からないような状況があるのかなというふうに思うんですが、この辺の借りる
ための体制、今よく、それこそどこかの会議室を取るために、ネットから見られたりとか、こ
ういった場合にというのは、そういう管理もいろいろ進められていると思います。その部分、
この間の全員協議会でも、鍵の貸し借りについてですとか、そういったことも質問させていた

だきましたが、この辺の貸出し状況等々に今検討していることがございましたらお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長ですが、急に飛んできたので、ちょっとびっくりしましたが、管理体制ということでございますけれども、この間の全協で、建設課のほうから指定管理を入れる前は町が直接管理していたので、総合体育館、当時は中新田総合体育館のほうで、あゆの里公園のほうも管理をしていたという流れがございました。それが指定管理を入れて、そこでどういう話になったのか分かりませんが、そこから公民館で、隣に公民館があったものですから、隣ではあゆの里公園を管理していたという経緯がございます。

公民館が、中新田体育館の後ろに移って、今現在は例えば中新田高校の生徒が公民館まで行って鍵を借りて、また返してくるというような流れでございましたけれども、その管理については、建設課とはまだ具体的にお話はしていませんけれども、今現在、体育施設、指定管理を行っておりますので、その指定管理の中であゆの里公園のほうも管理はできないかということで、私自身は思っている状況でございます。ただし、管理が中新田体育館にまた戻ったとしても、中新田高校の生徒は、結局、中新田体育館まで鍵を借りに来なければいけない、また返しに来なければいけないということになりますので、そこら辺はやはり中新田高校の例えばテニス部については役場のほうに鍵を借りに行くとか、そういう何か方法が必要なんじゃないかというふうに考えてはおります。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 生涯学習課長、すみません、急に飛びました。しかしながら、これどうなんだろうね。私の質問で急に飛んだのが私の責任なのか、管理の責任なのか。これは実際に使っている人たちからするとそうなんです。こっちは建設課、こっちは生涯学習課で、どっちに言えばいいのかとか、よく皆さんから私も問合せが来るところなんです。議会であるとは思ってもいなかったんですけど、これが多分現状だと思うんです。この管理体制、やはり町民の皆さんが活用するためには、こういった管理体制、あるいはこの貸出し体制というの、もう少し先ほど指定管理というような話もありましたし、この辺の部分、ちょっと検討する必要があるんじゃないかというのは、前々からも思っているところでございます。この辺について、どのあたりでしょうか、町長あるいは副町長なんですかね、この辺の検討ができれば、ぜひお願いしたいんですが。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君）　ありがとうございます。

いや、そんな難しい話じゃないんですよね、きっと。ですから、そこら辺ちゃんと中で話し合いまして、またこれも全てに通じることだと思いますけれども、お客様目線に立って、やっぱり物事を考えるということであれば、議員ご指摘のとおりですので、きちんとそこら辺、ルールさえ定めればいいことだと私は受け取りましたので、ちょっと検討、前向きに使いやすさ、少し調査もさせていただいて考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君）　高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君）　よろしくお願いします。予約体制に関しましても、ホームページ等々から見える化といいますか、そのほうが多分今人件費もかからなくてできるはずなので、その辺もちょっと検討していただきたいなというふうに思っておりますので、その辺も併せましてお願いいたします。

2点目のこの民有地のほうを、先ほどの町長の答弁のほうから、固定資産あるいは農家台帳から所有者の特定はできていますよと。しかしながら、全てが全て農業委員会を通してやっているわけではないので、相対での耕作がほとんどになってしまっているというような状況でありました。

農業委員会のほうに事前に相談した際に、何件か農地に関しては農業委員会からあっせんをしてもらっているよというような状況もあるとは伺っておりますが、この辺の部分、実績がありますか、実績どれぐらいの実績があるかというところをお答えいただければお答えください。

○議長（味上庄一郎君）　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤登志子君）　農業委員会事務局長です。よろしくお願いいたします。

今年の相談案件といたしましては、大体ソーラーパネルか農地の耕作あっせんという部分で100件を超えている状況でございます。60件ぐらいは、大体ソーラーパネルの相談、それから40件ないしは、大体病気になって耕作ができなくなってしまった、機械が壊れてしまって耕作ができなくなったというご相談がほとんどでございまして、農業委員会では相談案件がありましたら、毎月定例会におきまして農業委員全員で、この農地をどうしたらいいかという話し合いをさせていただいております。

そこから耕作につなげられるのは、今年は割と耕作につなげられて、半分以上は耕作につなげられている状況でございまして、これも農業委員と最適化推進委員の活動の成果でないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（味上庄一郎君）　あゆの里の畑の件は。

○農業委員会事務局長（佐藤登志子君） あゆの里につきましては件数ございました。今年1件借りたいという方、それから1件貸したいという方がございまして、それは全部つなげております。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 議長、答弁の整理ありがとうございます。

私もちょっとあれと思ったもので、今の全体のやつとあゆの里が1件ということでした。

今回、この質問をちょっと個別に出させていただいたというのは、やはり熊の関係でせっかく様々刈ってもらっているんですけれども、今民有地になっているので、雑草がぼうぼうになっている状況で、これは誰に言ったらいいか分からないですというところで、実際に、ちょっと分かりやすい言葉でいきますけれども、実際の所有者から又貸し、又貸しになっている状況で、今誰が耕作しているか分からんという状況になった場合に、じゃここを早急にこの部分を刈ってほしい、あるいは、その周りで真面目に農業をやっている方々が、ちょっと虫の対策等々でお願いしたいことがあるんだよねと言ったときに、やはりすぐすぐ対応をしてもらうのが極めて難しい状況になっているんじゃないかと。

また、所有者が分かっているというような状況であるのであれば安心なんです、これが所有者が万が一亡くなってしまった。今世代的に先ほど昭和50年ぐらいからあそこの公園という、管理がされているという状況になっていると思うんですが、そこから所有者の方が亡くなってしまった場合という、その相続がうまくいっていない、あるいはその地権者がどう変わっているか分からないというふうになった場合に、将来的に全く手をつけられない土地になってからでは遅いなというふうに思ったもので、こういった質問を出させていただいております。その辺の管理体制、今後の方針というのを、今ご検討いただいているのであればその内容をお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤登志子君） 農業委員会事務局長です。

まず、管理されていない農地について、農地法では農地の所有者に罰則等はございません。近隣の耕作者からの相談がありましたら、所有者ないし耕作者を農業委員会のほうで探し出してお願いをするという程度にとどまることになるかと思います。

また、所有者不明農地というのは、今後だんだん多くなってくるというふうに思っております。耕作者がどうしてもここを耕作したいんだという希望が、要望等がございましたら、農業委員会としては、所有者不明農地ということで農地バンクを活用しまして耕作者、所有者をま

ず相続されている、されていないにかかわらず、所有権のある方、それから相続権のある方を探し出してその探索を始める形になります。

探索を始めましてから2か月ほどの公告をいたします、公示をいたしまして、それでもなおかつ所有者等が見つからない場合には、農地中間管理機構を通してその耕作地を借受けできるという制度がございますので、どうしてもその農地でなければならないという場合には、その手段を取らせていただくということになると思います。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ただいま答弁いただいた内容も、全体の農地ということを考えた場合に、今その流れになるのかなというふうに思っております。この河川敷の畑関係に関しても、そういった考えで、全部統制していけるものなのかどうか。河川敷に関しましては、先ほども申し上げたとおり、微妙なんですよ、本当に。民地であり、県の管理でありというところもある中で、一部の緑地帯としての農地というふうになっていて、一般的な農地となんか感覚的にちょっと違うような感覚もしておるんですが、その辺の部分に関しても対応していけるというのであれば、非常に安心して活用できると思うんですが、その辺の現状はどうなんでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤登志子君） 農業委員会事務局長です。

まず、住吉と西川原の農地というのは、皆様ご承知のとおり、公園整備をされておまして、堤防とそれからサイクリングロードのような道路に挟まれておまして、その間に砂じん対策といたしまして、ドウダンとアスファルトの歩道が施されておまして、耕作するのには、その歩道が高過ぎて、一旦雨に見舞われますと湖になる農地と言われております。

それで、畑についてはこの湖になる農地というのはもう致命的でございまして、田んぼは水が入ればいいんですけれども、畑については水が入るところの農地をわざわざ借りてまでという方はいらっしやらないと思います。

それと、このアスファルトで分断されてしまっていることによって、非常に農地分断ということで耕作のしづらい農地、そして、あそこは砂地で水はけがいいとなっておりますけれども、水はけができない農地なので、土がよくても状況としては余り耕作条件の不利農地ということで、なかなかつなぐには難しいというふうに思っております。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 今答弁いただいたとおりなんです。なので、一般的な中間管理機構でしたり、農地バンクの関係でというところで引受け手がなくなったりした場合に、荒れ放題に

なってしまうんじゃないかというような、その辺の怖さがこの河川の畑にはあるのかなというふうに考えております。

なので、この部分を早め早めに手をつけておかないと、もう10年、20年したらもう本当に分かんなくなる可能性が非常に高いと、個人的には思っております。その辺の部分にもし答弁していただけるのであれば、町長のお考えを。全体的な非常にポテンシャルの高い地域だと思いますので、この辺の管理をしていくという方針、その辺をご答弁いただければと思うんですが。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

大変、何でしょうか、個々複雑に絡み合っていて難しいところではあるんですけども、もちろんさっきの再質問の答弁にも私が言わせていただいたとおり、そこんところでやっぱり中新田のいわゆるゲートウェイですから、例えば町外からも様々なスポーツイベント、またスポーツの大会を誘致するということには格好な場所だといったようなことを、まず第1点言えるかと思います。

しかしながら、農地が混在しているというのも、これは厳然たる事実で、そして議員ご指摘のように、今後それがさらに複雑、遺産相続等も含めて考えていくと、複雑になっていくんじゃないかと。

もうお金のこととかは考えないで、もうイメージだけお伝えさせていただくと、一番簡単なのは、もう町と一体的に整備させていただいて、再整備も含めてもう一回しようということも考えたいところの気持ちももちろんありますが、その一方でやっぱり怖いのは、河川敷であるといった怖さもあります。

我がほうとしましては、宮崎の施設群、あそこを有効活用していくというようなことが大前提かなというふうに考えますと、あそこにまだ投資していいものか、どのようにしていくかというのが、ちょっとすくんでいる状態であるというのが、私の本音でございますので、様々なご意見を賜りましたので、それもお聞きしながら、ご意見を今後、後も、意見をいただきながらちょっと考えさせていただければといったようなところにとどまらせてください。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 今の町長の答弁のとおりだとは思っております。しかしながら、先ほどの鳴瀬川ダムの関係等々を考えた場合に、突っ込んでいきます、言葉は悪いですけども、やってみる価値もあるのかなというところがありまして、そういった提案も含めての質問でござ

います。

また、町有地、有効な活用方法がなくて、多額の事業費がかかるので、今後使い道を考えていくというところは、一番最初の答弁でいただきました。この部分に関しましても、もうずっとなんですよ。ここ15年ぐらいでしょうか、1人1プロジェクトから始まって、使い道は考えるんですけれども、金額的に云々という話があって、ずっと毎年1年に1回、ないし2回の刈り込みを一生懸命やっているだけの費用をずっとかけていくのであれば、何かしらできる方策があるんじゃないかというふうに思って、この町有地に関しては質問を出させていただきました。

例えば、沿岸部のほうですと、観光農地化している部分というのもございますし、今後、前回の定例会の一般質問のときに、農地つきの住宅を考えるというような話があった場合に、そういった貸出しができるような農地にしていく、あるいは観光農園にしていく、最近では農地にカメラ等を設置して、都会のなかなか来られない方々の代わりにカメラで見ていきながら、管理をしてあげて収穫に来てもらうというような、そういった集客方法をやっているところもあるようでございます。

この町有地、そういった農地の可能性、あるいはほかの可能性もしっかり検討していく必要性がまたあるんじゃないかというふうに思いますが、この辺についてお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

議員おっしゃるとおり、いろいろ毎回ご提案いただいているところでありながらも、なかなかそれを実行できていないというところがございますけれども、観光農地というのがいいのか、ほかの何か策があるのかというところを、先ほどのサッカー、多目的グラウンドの整備もございますので、いろいろまだ何とも言いがたいんですけれども、今後検討させていただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 非常に難しい問題です。ただ雪とこの雑草だけは除却するだけにお金をずっとかけていくというのが、特に雑草に関しては非常にかけるというところが、無駄とは言わないんですけれども、何かしら方策があるんじゃないかなというところを、ぜひ検討していただきたいというところが、今回のこの3本目についてのお願いでございますので、ぜひ検討を、力を入れて検討していただきたいというふうに思います。

最後の河川部分の件でございます。

この県の管理の部分で、今回は刈っていただきましたというところで、今後も県の予算等々を町長が力を入れて要望していただけたらと思うんですけども、今回の河川部に関して、ちょっと確認だったんですけども、この河川部、今木を切り倒している状態で、そのまま放置されている状況なんですよ。あれは今回の契約の中ではどのようなになったか、また放置されているもという、木がもう流木みたいな感じになるんですかね。あれこそ雨が降って流れたときに危ないなというふうに思うんですけども、その部分はどのような契約でやったんでしょうか、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

河川敷の部分の、昨今秋に県のほうでやっていただきました。メインは草刈り、草の刈り払いというところで、余り大きくない支障木も一緒に刈り倒しているというところのようです。基本的には刈りっ放しというところなんです。ただ、県のほうでも毎年の予算のつき具合にもよってくるかと思うんですけども、今後10年ぐらいかけて鳴瀬川、田川等々、管理河川のほうの木の伐採を令和8年度から、支障木の伐採を計画はしているようです。毎年毎年部分的にやっていきたいという話はもらっています。その際には木の伐採をして、それが切りっ放しなのかどうかというのは、ちょっとまだ分からないんですけども、そこはやる際に、いろいろお聞きしながら、確認していきたいとは思っています。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 課長も実際あの場所を見ていると思うんですけども、基本的には雑草で、刈りっ放しというのは分かるんですけども、大分木もいっていますよね。木も大分置きっ放しになっている状態で、これは通常の3年に1回ぐらい来る増水になったら、あれ非常に危ないよなと思って見ているんですね。

あれの除却といいますか、除去というか、これは早いうちにやっておかないと、本当に大雨の時期になった場合に下流域に多大なるご迷惑、下流域も同じような条件だとは思いますが、その辺の部分も併せて進行していければ、今後もしかすると町単体でも木がなくなっている状況であれば除草を、例えば地域の方々にお願いして、一般的にかかるものよりも、経費がかからないようにお願いをしていくとか、そういったところに移れると思うんですけども、まだ今の状況で木が危なさ過ぎてできないような状況なんですね。その辺も併せて、現状をぜひ、これは県にまずはお願いしなければいけないところになると思うので、ぜひその辺も併せて、町長、お願いしていただきたいと思うんですが、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

全くご指摘のとおりでして、まず木を伐採していかないと、草刈りまでにもっていければ、様々な方策が出てくるかと思うんです。ですので、その伐採も含めまして強く言っていきたいと思っております。

この熊のことが昨年ありまして、普通ですと土木部ですけども、環境生活部もかなりてこ入れをしてくれるような動きというのがありますので、県のほうでも担当担当ではなくて、少し横断的に物事を考えていただけるような風潮になってきているのは、これは間違いないかと思っておりますので、さらにてこ入れというか、強く言っていかなければいけないというふうに思っております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） これは本当に町単独ではできないことも多々ありますので、ぜひ町長のほうから強く言っていただきたいと。冒頭に申し上げたとおり、健康アプリを入れながら、あそこで気持ちよく歩くことで、人もどんどん歩いていただけるような場所もできると思いますし、先ほどのスポーツの部活動の地域展開になった場合にも、子どもたちが安全に遊べる場所をつくっていくためにも、この管理というのは非常に必要になってくると思っておりますので、ぜひその辺を併せて強く訴えていただきたいというふうに思います。

2問目に入ります。学校教育についてということで、施政方針に教育に関する4つの重要施策が上げられており、その中の学ぶ土台づくりに宮城教育大学と連携したp4cの取組を小中学校へ広げていくとありますが、内容と進めていくための具体策は何か。また、加美・志・探究・総合（KKTS）プロジェクトのスイッチオン町民ライブと、加美町探究フェスティバルを継続・進化させるというふうにあります。具体的にどのような考えがあるか、すみません、教育長、多分熱い思いがあると思います。時間が短くなってしまいましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

大綱2問目、学校教育についてお答えします。

まずは、p4cについて簡単にご説明いたします。

p4cとは、英語のフィロソフィー・フォー・チルドレンの略で、直訳すると子どもたちの

ための哲学になりますが、子どもたちに哲学を教えるのではなく、安心感、セーフティーの中で、対話を通して子ども自身が問いを立て、聞く力、考える力、話す力を育てていく教育活動です。1970年代にアメリカで始まり、世界各地で実践されています。宮城県でも2014年4月に設立された宮城教育大学、上廣倫理教育アカデミーが学校教育に取り入れやすい探究の対話 p 4 c としてこの普及活動に取り組んでおります。

令和6年12月に、上廣倫理アカデミーの先生との偶然の出会いがありまして、令和7年1月から、みやぎき園で宮城教育大学の協力を得て、3回の研修と実践を行いました。その実践の成果を学ぶ土台づくり研修会で、町内の園長さん方に紹介したところ、令和7年、今年度の4月から町内の公立・私立全ての幼稚園、こども園、保育園で職員研修、幼児対象の実践が広がりました。

この p 4 c は、教師がファシリテーターになり、一つの問いを選び、数人が輪になって対話を行っていきます。ルールは4つ、コミュニティボールを持っている人だけが話せます。まだ話していない人にボールを回す。話せないときはパスできる。相手を傷つけるようなことは言わないの4つです。

これがコミュニティボールです。毛糸で、糸で作っています。もうこれを作るところから始まるわけですが、このコミュニティボールを持っている人だけがしゃべられるという、もうシンプルなルールを幼児にとっては非常に効果的でした。先生方は、子どもたちの中に少しずつ、しかも着実に聞く力、考える力、話す力の土台が築かれているという確かな手応えを実践、実感しているというふうな話も受けております。

令和8年度は国内で p 4 c の普及と研究を支援している上廣倫理財団からの補助を受けて、指導者1名を配置し、p 4 c の指導体制の充実を図るとともに、町内の小中学校全校への普及活動を考えております。具体的には研修会等を行いながら広めてまいりたいというふうに考えております。

次に、加美・志・探究・総合（KKTS）プロジェクトのスイッチオン町民ライブと、加美町探究フェスティバルについてお答えします。

加美町の加美・志・探究・総合プロジェクトは、宮城県教育委員会より志教育推進地区として3年間の指定を受けており、令和8年度が最終年度となります。志教育のテーマを、夢を抱いて大海を目指そう、ふるさと加美町に誇りを持ち、ふるさとを語れる大人にとし、加美町をフィールドに探求学習を通して、自分はどのような大人になりたいか、自分は地域にどのような貢献をしたいのかなど、子どもたちの生き方の方向性を定めさせていく志教育を一層充実させ

ているところです。

芸人でもあるぜんじろう氏を講師に迎えての出前授業、志教育スイッチオンでは、1年目のテーマを挑戦スイッチオン、2年目は再挑戦キープオン、そして最終年となる3年目令和8年度は挑戦し続けるゴーオンとして、自分や加美町愛について考える大切さや、挑戦することによって人間は成長するということを学ぶ予定です。

そして、自分や加美町愛をテーマに、児童生徒が自分の思いや考えを町民の前で発表する町民ライブも開催する予定です。タイトルも考えました。スイッチオン町民ライブ、ザ・ファイナルに決めております。多くの町民の皆様のご来場をお待ちしております。

また、令和7年度加美町初の試みとして実施した探究フェスティバルは、町内の学校が一堂に会して発表し合う場となり、子どもたちだけでなく教職員にとっても、各校で進めている志教育や探究学習を知るよい機会になりました。

また、参観に来た保護者や町民にとっても、各校の子どもが取り組んでいる探究学習について、理解を深める機会となりました。令和8年度中学生の実行委員が中心となり、子ども同士が主体的に交流し、質問し合い、学びを深め合えるフェスティバルになるよう進化させてまいります。

現在、各事業を総括し、来年度の計画を検討しているところではありますが、令和8年度加美町教育施策のスローガンを「さらなる前進 一加美町チャレンジ2026― 未来を拓く加美町の子ども達のために～」と設定しました。教育委員会としまして、今後も子どもたちの主体性を重視した探究の対話やp4cや志教育がより一層推進されるよう、学校の伴走支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ただいま少し笑いが起きる答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、p4cのほうなんですけれども、実際にみやざき園で3回の実践をやってみたというようにお話でございました。教師がファシリテーターになって園内でお話をして、先ほどのコミュニティボールを使って、聞く力と話す力を両方を養っていくものだというようなお話をされておりましたが、実際に、これは幼児教育から小中学校にも取り入れていくというようなお話になっていくと思うんですが、この小中学校で取り入れていくために、まずこの教育委員会で考えていることと、学校の教員側で考えているところのすり合わせというのができているのかどうか。

また、小中学校に導入する際に、課題として今検討しているところがございましたら、この

2点についてお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） まず、こども園で今年度実施したというふうな話をしましたけれども、実は今年度の初任研、小学校、中学校の初任の先生方にこのp 4 cの研修を行いました。行ったところ、その先生がもっとp 4 cについて学んで、学級づくりに生かしていきたいというふうな声がありまして、広原小学校、中新田小学校、そして中新田中学校の3校の初任の先生が宮教大の先生を呼んで、各学校で研修会をやって、クラスで実践を行いました。

先日は、中新田中学校の1年生クラスが授業参観で、このp 4 cを実践したというふうなところの報告も受けています。ファシリテーターに先生になるわけですが、この司会役なんですけれども、いろいろ意見交換をうまく行えるように、合意形成を図るために、すごくいろいろ担任の先生が頭で考えて話し合いを進めるわけですが、それは、まず先生方が担任として、あるいは授業の中でも、その研修がすごく生きるなというふうに思っております。

そういうふうな実践も大分進んでいますので、それを来年度、実際の専門家も来ていただけますので、研修会、そして各学級でチャレンジしてみるというふうなところで広げていきたいなど。

あと、課題ですが、新しいことを取り入れると、どんどんやるが増えていくので、あといろんな重点施策をやっていますけれども、いわゆる小さくしているのは小さくしていつて、自走できるところは、もう学校にお任せしてというふうなところで負担を減らすようにということは考えているところです。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） すみません、私の時間の使い方がちょっと間違ってしまったのか、なかなか時間がもうなくなってきましたけれども、この教育委員会で様々新たなものに取り組んで頂くことに関しては、前向きな発想であり、私もやぶさかではございません。

しかしながら、このK K T Sプロジェクト、あるいはスイッチオン町民ライブ、探究フェスティバルのほうは学校の先生方が中心になってやってもらっているので分かるんですが、スイッチオンの町民ライブ等に関して、教育委員会側と現場の先生たち側の感じ方というか、捉え方にちょっと温度差があるように思います。

先ほど教育長から、ザ・ファイナルというような、挑戦し続けるゴーオン、ザ・ファイナルということで聞きましたが、ここの部分で学校の先生たちがもう少し、この取組に力を入れてやっていただきたいというふうに思います。中新田中学校のあるクラスでは、学校の先生が率

先して、1人ずつ担当を決めて、前に出して駄じゃれを言わせているというような教室もあるようです。

そういった雰囲気は出てきていると思うんですが、まだまだ温度差があるように思います。

この辺の部分、どうにか改善する方法、教育長からお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 様々な重点施策ですけれども、トップダウンで行っているわけではなくて、各学校の代表の実行委員の先生方、あと校長先生も交えて、運営の仕方とかをいろいろ話し合って進めております。

そういう中で、今議員から指摘があったように、先生方のモチベーションが上がるようにするにはどうしたらいいかということも含めて、来年度準備を進めて、先生方、そして子どもたち、あと町民でみんなで盛り上がるザ・ファイナルにしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 時間も限られてまいりました。ぜひその辺、温度差がないように、学校と教育委員会並びに担当者、各学校の担当者とそうでない先生たちの温度差というのがあると思いますので、そこをぜひ温度差がないように進めていっていただきたいというふうに思います。

最後に、教育長、教育長の施政方針のような質問になってしまいましたが、来年度スローガン、もう一度お聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） いろいろスローガンがいっぱいありまして、すみません、それでは来年度の教育施策のスローガン「さらなる前進 ー加美町チャレンジ2026ー ～未来を拓く加美町の子ども達のために～」以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、14番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時15分まで。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告5番、12番伊藤 淳君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 伊藤 淳君 登壇〕

○12番（伊藤 淳君） 2026年2月8日ですか、第104代の女性内閣総理大臣の下、日本の憲政史上始まって以来の単独政党の大勝利で、衆議院の3分の2の議席を獲得、個人の人気投票的な意味合いの強い選挙ではありましたが、全ての委員会が独占可能であり、歴史的な大勝利をもたらす結果と弊害に、今後注目をしていきたいと思います。

その反面、大本である国の国家予算もまだ成立を見ない状況の中で、その傘下にある県や市町村、地方自治体の予算が先に審査されることに矛盾を感じるのは私だけでしょうか。また、今月は日本中、世界中を湧かせたミラノ・コルティナ2026年冬季のオリンピック、日本勢は24個のメダルを獲得し、若い世代の活躍が目覚ましい17日間でした。どちらも2月に行われた国政選挙、そして冬季のオリンピックと、この2つの出来事の中で、考えさせられることがありました。

どちらも、匿名性のもたらすSNSという魔物の暗躍で、あることないこと、ひいてはいいことないことまで捏造され、対象を攻撃するという、まさにあるまじき行為がまかり通りました。本来の物事の実態把握もできていない状況下で、一方的な言動に洗脳され、誹謗中傷の片棒を担がされていることに気づくことなく、言動を放つやからの増大化です。本来ならこの問題を一般質問の主題にしたかったのですが、事が余り大きな問題で、町議会の論題には適さないということで、一町民として町の、そして日本の将来を考えたとき、この魔物の扱いに明るい未来は託せないと危惧し、一言申し述べさせていただき、本来の質問に入らせていただきたいと思います。

今後の鳥獣被害の対策について、猿、イノシシの被害が拡大していく中、さらに熊が加わり、災害級とまで評される被害で暮れた2025年でありました。熊の出没は、木の実の豊凶に左右され、次の凶作とされる2027年には再びこの被害の拡大が懸念されています。このことについて、今後考え得る諸対策について、どのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

対策の例は数々あると思いますが、対策の例として、柿や栗、クルミなどの誘引樹木伐採の処理策、さらに獣害捕獲の対応ですね。担当職員の配置、専門専従職の必要性はあるのかないのか、さらにわなの補充等々あります。ここで先ほど申し上げました誘引樹木の誘引の引くという字がここで出ていますが、先日、町の何かの広報紙には、因縁というか、原因の因、どちらが正しいのでしょうかね。

これは、くにがまえの因になると、何々によるとか、何々にちなむということで、こちらのほうが正しいのではないかと思うんですが、誘引というのは植物の茎や枝を支柱の何かに引っ

かけて結びつけて固定して目的の位置に移動させるということが誘引、誘い引くです。

どちらでもいいんですけども、今後のこともあるんで、この新しい誘イン木という言葉、インの字、後でこれも分かればお教えいただきたいということでもあります。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） よろしく願いいたします。

ミラノ・コルティナオリンピックの話から、伊藤議員は入られましたので、アナウンスとして、一つだけ私のほうから答弁ではありませんが、お話しさせていただきますと、男子フィギュア銅メダル、佐藤 駿さん、仙台市出身ということを報道されておりますけれども、おじいさんが加美町西上野目の出身でございますので、ほぼほぼ加美町の血統かなというふうに思っておりますので、その後、町としても何か考えたいななんていうふうに思っていたところでございます。

それでは、熊を中心としまして今後の鳥獣被害対策についてご答弁させていただきます。

誘インのインですが、私も今まで、今回の熊のことになりまして初めて知った言葉だったんですが、原因の因のほうを使っておるようでございます。恐らく誘導されてくる原因の木とかということなのかなというふうに自分では解釈しておりました。

それでは、順次答えさせていただきます。

それでは、昨年はいまだにない熊の異常出没を経験、私たちしました。8月頃までに例年並みの出没情報だったのですが、9月に入りますと熊が住宅に侵入し、飼育していた鶏や餌が被害に遭うなどの出没情報が急増しまして、10月以降もさらに多くの出没が予想され、人身被害が懸念されることから、10月9日に加美町熊出没対策本部を設置いたしまして、加美町熊出没非常事態宣言を発令いたしました。

本当におかげさまで、全ての町民の皆様に感謝させていただいておりますけれども、今日までに人身被害というのが発生していないこと、これは何よりのことでございます。加美町鳥獣被害対策実施隊をはじめまして、関係機関・団体の皆様のご協力によるものでございます。

熊の異常出没は、ご質問にもありましたとおり、山の堅果類が大凶作でありまして、熊の餌が山で不足していたことが大きな原因であると言われております。人里に下りてきた熊が、柿や栗などの実を食べる食害も多く報告されたところでございます。これらの放任果樹が熊を集落に誘引する要因となっておりまして、人身被害の原因となりかねない状況でございました。

このことから、熊を引き寄せない対策として、10月から柿や栗の木などの伐採に関する相談

の受付を始めたところでした。今年度は、伐採要望のあった誘因木の一部の伐採を宮城県の放任果樹対策緊急伐採事業を活用して実施してまいります。

しかし、伐採の要望が非常に多いことから、来年度以降も引き続き実施するため、河川のやぶの刈り払いを含め、県に要望していきたいと考えております。

しかし、全ての木を伐採するわけではなく、放任果樹は残ります。その一部の柿につきましては、昨年も実施しました加美農業高等学校と連携をして収穫をし、未利用資源の有効活用として、新商品開発に取り組んでいきたいと考えております。

捕獲活動については、加美町鳥獣被害対策実施隊の協力なしではできません。前回の定例会でご承認賜りましたが、これまで熊の有害捕獲については、1頭当たり8,000円を支給していましたが、これを2万円とし、さらに、出役日当として1人1万円を新たに支給するなど、捕獲に関する手当を引き上げさせていただいたところでございます。

また、実施隊員の確保のため、来年度からは狩猟免許の取得から銃所持までに要する経費への助成を計画しております。捕獲活動に関する作業の負担軽減にも取り組んでおりますが、設置したわなの自動監視や遠隔操作などのICT化を進めていきたいと考えております。

また、4月から加美町有害鳥獣解体処理施設が稼働しますので、捕獲後の解体処理作業の負担軽減も図られると考えております。担当職員の配置、専門専従職の必要性については、現在農林課に鳥獣対策係を置き、職員2名を配置しております。担当職員だけでなく、支所職員等の協力も得ながら対応しておりますが、今後は農林課と支所等のみならず、他の課の職員の協力も得られるよう、組織全体として協力体制を確立する必要があると感じております。

また、専門専従職員については、必要に応じ狩猟等の知識、経験が豊富な会計年度任用職員などの配置も検討したいと考えております。捕獲活動で使用するわなについては、宮城県のツキノワグマ総合緊急対策で箱わな3基が無償譲渡され、加美よつば農業協同組合からは、熊の捕獲にも使用できるイノシシ用のわな3基を寄贈していただきましたので、有効に活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） ということでご答弁いただきましたが、私の質問に限らず、ほかの質問でも必ず熊が出てくるんですね。先ほどの何ですか、河川敷のあれも熊が出ているというような、そういった話だったり、昨日の話でも何か熊、熊ということで、とにかく2025年は前代未聞の熊騒動で日本人はもう大騒ぎをしたと。もう昨年11月ですか230名死傷しているという日本全国の例が報道されましたんですが、この熊なんですけれども、2026年1月27日、2026年で

すから、今年先月です。日本の熊で非常に皆さんから愛されたジャイアントパンダが、日本からは一頭もいなくなるということで、パンダの愛好者は本当に涙を誘ったようですね。同じく熊科の動物にもかかわらず、ヒグマやツキノワグマとは雲泥の違いで、片や多くの人々の愛玩の対象であるパンダは、みんなにもてはやされるんですが、ツキノワグマやヒグマは恐怖の対象として恐れられています。

本来、熊は人を恐れる動物なんですけれども、人間の生活圏に頻繁に出没するようになった原因の理解、これはどういうことかということは、もう既に皆さんご存じだと思うんですけれども、再度、その熊による人身被害を出さないための対応と方策について、またここでみんなで考えていきたいと。

前回、我々のほうの同僚も同じような問題でこの質問をされています。あのときは熊との闘いの真っ最中でした。今はちょっと熊も冬眠に入って休戦の状況ですので、今こちらはその備えの状況をどうやって管理していくかという話をここでしたいということで、あえてこの時期に再度この話を持ち出したわけです。

熊は、なんですか、NHKが2023年に調査をして、熊にGPSを取り付けて、それを追跡調査したのが北海道の福島町ですか、あとは秋田の鹿角、そこでもって熊の追跡調査をした。東京農業大学の先生が中心になって、それをやってデータが取られているようなんですけれども、熊というのは、普通、夏は活動量を抑えてエネルギーを蓄えると、そういう動物らしいんですけども、熊は非常に頭がよくて、食べ物の場所を一度覚えると、それをベースに次の行動を起こすと。人慣れた熊が増えてしまうと、どんどんその行動の範囲が広がって、今回のような町場に出てきたりというような状況が出ているようです。

そういったことを排除するとか、そういう熊の動きのデータなり、何なりも科学的に管理をして、それでもってそれを、何ていうんですか、分析をして、行動して、我々もその備えをしていくということが、今後求められるのではないかなというような思いがあります。

今、冬になるともう冬眠に入るから熊は出ないだろうと思っていました。そうしたら、今も度々新聞報道でも熊が出ています。あそこに出ました。冬眠していないんですね。

この間も2月13日です。これは花巻で、猟友会の会員の方が花火で熊を追おうとする、その作業の最中に熊に襲われて、ドクターヘリで移送されたという現実もあります。ですから非常に怖いんですね。そういったことを完璧に、人身を守るという立場から対応していかなければならないということです。

2025年に我が町で、先ほど町長からもお話がありましたけれども、令和7年11月14日付で、

熊出没応用物資の配布についてという文書を各区長さん宛てにお送りしています。その際、ロケット花火は例えば25袋あるよと、熊鈴も100個あるけれども、欲しい人はというようなことで、町は区長さんに何件の申出があるということで通知をしていると思いますけれども、そのときのデータで何件の申込みがどれほどあったか、今数字として出せますか。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

ロケット花火につきましては、当初の要望でございますけれども500本、あと熊鈴につきましては限度もございまして、100個まず要望させていただきました。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） というのは、各行政体からこんだけ欲しいよということで注文というか、そういうことの数字ですか、これは。500本と100個というのは。町が用意した数ではなくて、どんだけ欲しいという要望があったかということですか。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

申し訳ございませんでした。まず要望を受け付ける段階になりまして、熊鈴につきましては県のほうでも、用意できる数に限りがあるということで、まずは要望できる数、100個用意いたしました。区長様方から要望を受け付ける段階で、実は数にも限りがあるのでということで、実際はもっと多く区長様方も要望したかったのですが、数に限りあるという範囲内で要望をしていただきましたので、実際の要望よりは小さく、少なくなった経緯はございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） ということで、やっぱりみんな危険というか、そういったことを察知してやっぱりいろんなものが欲しいという要望がたくさんあったという実態ですよ。

あのときは、まさにその闘いの真っ最中です。もうどこで出るか分かんない、みんな怖い怖いということで、それで非常事態宣言も出されて、みんな自粛をして人身被害のないようにという対応をしたようでありますけれども、その際、それこそ先ほどの誘因木なる果樹、実のなるもの切りますよと。それで、今後伐採の要望がある方はどうですかというような文書もその最後に加えて書いてあったようではありますが、その要望の件数はどんだけありましたか。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

柿、栗の木等の伐採につきましては、今も要望が来ておりまして、大体今現在時点で約380本ほど要望いただいております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） そのことで、先ほども今後も町はそうやって誘因木に対する対応をしていきますよというのがありましたんですが、そのときは、ただどうだという状況把握でもって切ってほしい人というだけで、そこでとまってしまったわけですね。その後どうするかというのを予算化したり、お金を用意して、その対応に当たらなければならない、今後もそうやらやっていく最中である状況であるということなんですからけれども、たまたま昨日か、おとといですと、大崎市、放任樹木の伐採が始まって1,800本、これを切りますよということで、大崎市は動き出したようですね。

かつ、秋田県でも、もう去年のうちに1,000本、これを伐採したという、秋田は特に熊被害が多かったんで、もうすぐに対応してもう1,000本切りましたという報道がなされています。我が町においても、このことを今後どうするかといった際に、その伐採をするのにも、まず皆さん切りましようか、どうしましようかというお伺いを出して、個人所有のものをやってくださいと言われたい限りは勝手に切れないわけですね。

その状況を、もっともっと推進したいんだけど、個人の負担ではある程度金銭的に無理なので、ここで町が出ていって不要樹木の伐採に対して補助金を出します。不要樹木の手助けによる政策、何ていうんですか、樹木の除去、その手助けをするというようなことで、これは栗原ですと事業費を専決で2,000万円、去年のうちにもう確保したようです。ただ2,000万円どころではなくて、将来的にはやっぱり4億円から5億円かかるという試算が栗原市ではなされているようでありますけれども、この問題について、町が今後取り得る対応というか、そういうことで予算化の問題、また国・県の補助の申入れ等も考えの中には当然あると思いますけれども、さてどうやっていくかということで、誘因木、その排除、要するに切るだけで、さっきも河川敷では灌木を切って、切りっ放し、それを片づけなければならない。その片づける費用もかかると、そういうことでの予算化、これもなかなか頭の痛い問題なんですけど、どうやっていくかというようなことを、ちょっと指針的にお示しいただければありがたいんですが。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

先ほど誘因木の伐採につきましては約380本ほど要望があるとお答えしたところでございますけれども、当加美町におきましては、今年度県の事業を活用いたしまして46本ほど伐採を進

めております。この事業につきましては、町が予算化するのではなく、県が県の予算の範囲内で業者に委託をして伐採するということで1,100万円という予算の範囲内で要望をお願いいたしました。

この木の伐採でございますけれども、やはりその木の太さによって値段も異なるということで、その予算に収まる範囲内で樹木を選定いたしまして、所有者の方から承諾書を得て、今回伐採したところでございます。

残りの木でございますけれども、こちらのほうも町といたしましては、できれば、国・県の事業を活用して伐採をしていきたいと考えておりまして、その辺要望して順次伐採していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） じゃ、伐採の件は終わりました。

次に、熊が出た場合に、それを駆除というか、駆除と言っていいんですかね。緊急銃猟なるものが発令されました。これによって、何ていうか、熊を取って処理するということで、町でも当然その処理施設も完成しましたし、やっているんですけれども、その熊を一発で仕留めなければならないというようなことで、緊急銃猟に付随して、山元町ですか、何かライフル射撃場で熊を打つ練習、その管理をしたと。県の肝いりだったと思うんですけれども、そういうことでもって、ライフルの使用をして射撃訓練をするような、そういうのがあったんですけれども、加美町ではそこまではまだ必要ないですかね。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） そういった射撃場の整備につきましては、県のほうで整備しております。さらに今後の熊対応を含めて拡充していくということでございますけれども、現在町内の猟友会とか実施隊の方々も研修で、そういったところに行っておりますので、引き続き県の施設、そういったところを活用して研修していただきたいというふうに思っております。

あとすみません、ちょっとここで先ほどの配布物資のほうを、ちょっと訂正させていただきたいんですけれども、熊鈴100個という要望があったとお答えしたところでございますけれども、100個を超えるという実際要望があったということで、県のほうに追加で要望いたしまして、実際176個ほどお配りいたしました。花火につきましては950本ほどを配布しております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） そういったことで、この緊急銃猟に従事するというのは、猟友会の人で

ライフルを持った人じゃないと駄目ですけども、それをもっと今度あと、何ていうか、新人の方、若手の育成なり何なりも考える必要があるだろうと。そういったふうになると、やっぱりいきなり行ってドンですんで、打ち損じればやられますから、一発で仕留めなければならないということで、その訓練も必要になると。今課長もおっしゃいましたけれども、県の施設なり何なりを有効に使って、そこで訓練をして、その備えをするということで臨んでもらえればというふうに思います。

さらに、これは熊だけの話なんですけれども、イノシシもまだ被害は続いていますよね。これは令和6年3月に加美農高の生徒さん方が、AIを使って間違えた捕獲をしないようにということで、その捕獲わなの新しい開発をされていますよね。そこら辺のところは、今加美町ではそのものが実用化されているというか、そういう実態というのは今どうなっているんですかね。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

現在町のほうでそういった技術の利用につきましては、イノシシであれば、熊もそうですけれども、箱わなにかかった場合、それをセンサーがキャッチしまして、わなを設置した方のところにメールで配信するという装置は使っております。

あと、今年度から試験的にカメラで撮影するというのもやっております、わなの設置場所の近くにカメラを設置すると。カメラがイノシシなり熊を検知したら、それをカメラが撮影すると。そのカメラに映った生き物、それをAIが認識して、熊なのかイノシシなのか、もしくはタヌキなのか、人なんかもAIで認識するというのも、ちょっと試験的に導入して試した経緯はございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 考えられるそれこそあらゆる政策というか、それはもう実施されているということで、ますますその精度を高めていただく方向に向いてほしいと思います。

それで、今までお話ししましたんですけども、まず木を切って、銃を持って捕獲をする人材も育成する方向に向かって、それもさらに訓練をし、さらにわなもいっぱい用意して対応すると。さあ次は何だといったときに、この一連の対策を全て専門的な見地から、今、農林課が中心になってやっていますけれども、それに対して専門的な人員の配置ということでここで思うんですけども、これは去年11月に熊被害のパッケージに基づき、地方環境事務所の云々ということで国から、これは環境省ですか、広域的な見地から各都道府県の熊対策を支援し、県

境にまたがる熊の個体的管理を推進することを目的とするということで、その通知が来ていると思います。

これに関して、今まで本当に農林課の職員がもう昼夜を問わず一生懸命努力したという状況がありますけれども、今後もっとそういった熊が出てきたら、それどころでは足りないんじゃないかと。非常にあのときも職員の方、本当に非常に疲れ切った顔して疲弊していました。今後それこそ、また先のことから分かりませんが、出てから対応ということも、さらにあるんでしょうけれど、何ていうんですか、その熊の捕獲の確率の精度アップを考えたり、例えばドローンですか、そういうものを使って熊を追っかけて、科学的な検証によって熊をつかまえるというようなことも、考えられるとすれば、環境省が出した人もさることながら、専門の要するに専従職というか、そういったことも考えておかなければならないのかなとは思いますが、その辺どうでしょう。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

まず、その人の面でございますけれども、県のほうで北部振興事務所のほうに、来年度から新たにそういった職員の配置というものを検討しているようでございます。その具体的な運用については、現在検討中ということなので、まだちょっと分からないところもございます。

この熊の捕獲につきましては、やはり経験というものが非常に大事でございまして、熊の習性なども熟知していないと、本人が被害に遭ってしまうという危険もあるものでございますから、まず、その経験を積むことも大事だと思っています。現在、加美町鳥獣被害対策実施隊員38名ございます。昨年の熊対策につきましては、その一部の方の従事で協力してもらったところでございますけれども、さらにこの38名いる隊員の方々にも、もっとさらにこの熊捕獲活動にご協力いただくためにも、やはり捕獲した場合の謝礼とか、日当とか、そういったものも十分補償しなければならないだろうということで、今回、捕獲8,000円のところを1頭2万円にまで引き上げたりとか、あとは日当1万円を新たに支給するとか、そういった面も手厚くして、現在いる隊員にも捕獲活動に加わっていただきたいということで上げさせていただいたところでございます。

あと、来年度からも免許の所持、免許取得から銃所持まで町で協議会のほうで支援して、人の確保というものも考えております。

あと、ドローンの話も出ました。ドローンにつきましては、町内の企業様からもドローンを扱っている企業様からも、何か協力できることはないかということでお話を受けておりまして、

実際、熊が出た場合、ドローンで熊の動きなどを撮影することもできるといった申出も受けておりますので、そういった町内の企業様のご協力もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） それで、さっきちょこっと話した環境省の話なんですけれども、12月26日に広域鳥獣対策専門官、熊対策専門官及び外来生物地方整備専門官の募集をかけているんです。国がこういうことをやるという、例えばそれをこの町から募集でも駄目ですかね。やっぱり公務員がまたその公務員になるわけだから、ダブルのあれというのは難しいのかもしれませんが、何かそういったものを募って専門家の育成というか、これはちょっと半分、何を言っているんだという思いもあるかもしれんけれども、日本にはそういう制度がなかったということで、これはアメリカのモンタナ州の例なんですけれども、実際あつちがグリズリーがもう出て、その被害がもう何年も続いているという状況の中で、熊対策の専門職の公務員が実際に向こうにはいて、生態調査をしたり、駆除の対応に当たったり、高度な専門性を有する異動がない、要するにあっちこっち役場のように総務課に行ったりということがない公務員制度が向こうにはあるらしいんです。

野生生物の管理を学んだスペシャリストで、日本の国にはまだその制度がないのでありますが、こんな視点で今後要するに、熊という恐ろしい人身被害を及ぼすようなものに対する考え方というか、町のレベルでは単体では大変だとすれば、例えばもう広域連合じゃないですけども、近隣の首長さん方と話して、この中での専門家を1人雇って、そのときは今日は大崎市に行って、次は色麻町に行ってみたいな、そういったこの制度の在り方というか、人材の在り方というか、国の国としてやるでしょうけれども、それも何とか8名とか9名しかいないわけですから、ここでやっぱりその被害が大きくなるというか、そういうことを転ばぬ先のつえですよね。そんなことで、そういう考え方というのは成り立つか、どうか、どんなものでしょうかね。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

そのモンタナの事例を今ご紹介いただきましたけれども、恐らく私も同じ情報を見ておまして、モンタナというのは本当に熊が何かシンボリックな州でもあるんですよね。私がやっぱりその同じ情報かなとは思いますが、ただ、熊が出てきたら撃つというだけじゃなくて、その熊の習性ということをより知って、まず一般の方々に例えば生ごみは出さないよと

か、そういう指導も含めておやりになっている制度かなというふうに思いました。

そして、何以上に、熊というのは自治体の境界線なんか分からないわけです。ここが山形さいるとか、自分が宮城県さいるとか何とかということを考え、そういうことの認識を当然しているわけではないわけで、ですから、やっぱり今ご提言いただいたような少し広域というのは、例えば我々だったら1市4町かというふうになりますけれども、そういうふうなことで、そういう方を雇うということも、一つの大きなご提言かなというふうに思った次第です。

熊は何で出てくるんですかということになりますと、先ほどのアメリカの事例でも紹介されたような気がしますけれども、熊の数というのは今日本のこの国土に合わせて、その頭数というのは異常な事態になっているというようなことも、同時に報道されていたかと思います。北海道辺りが2万5,000頭、あのエリアにいますと言われておりますけれども、ヒグマが。どうも熊密度が相当に異常なくらいに高くなっているというようなことですので、本当の意味での共生ということを考えていくと、これ人間本位の考え方かもしれませんが、本当はきちんとした、今この地域に、また宮城県、この県境も含めて熊の数というのが、ツキノワグマの数というのがどのくらいいるのかということも押さえられていないのが実態ですので、本当であれば国とか県とか上部機関で、そういう個体数の把握ということからやっていただきたいものだなといったようなふうに自分としては思っているところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） まさに、出たから撃って殺すというだけじゃなくて、生態系のトップにあるヒグマをどうやって生かして、どうだという、まさに日常生活の中からそういうことを考えてやっていく必要があると、そういうふうに思います。

例えば、北海道方面だと大学がそういう専門の研究職をやっている学校がたくさんあります。そこではその専門に、何というんですか、プロの要するに熊の生態を研究する人たちみたいな人もいるらしいんで、そういった方々の情報なんかも今後もいっぱい取って、そういったふうにしてやればいいのかというふうに思います。

次の質問に移ります。次は、公共施設等の総合管理計画について、加美町公共施設等総合管理計画では200を超える町有公共施設について、令和38年度までの40年間で30%以上のコストの削減に取り組んでいるということです。第1期計画、平成29年から令和8年度の最終年度となる今年令和8年度を迎えるわけですが、これまでの取組の成果と今後のダウンサイジングの方向について伺います。

また、施設の老朽化により維持管理コストが増加していく中、指定管理を委託している施設

の今後の契約や維持管理の方針を確認をしたいと思います。

さらに、未利用施設の譲渡、賃貸等々に関することに対して、今まで以上にもっともっと積極的なアピールをして、サイズを小さくする方向、それについてどうするかというような見解をお伺いするものであります。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、大綱2問目、公共施設等総合管理計画についてのご質問に答えさせていただきます。

初めに、これまでの取組の成果についてお答えします。

加美町では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定して以降、老朽化の進んだ施設や利用実態に見合わなくなった施設などについて用途廃止、除却、譲渡、機能集約等を進めてまいりました。

取組の主な施設としては、こども園や小中学校の統廃合、宗左近記念縄文芸術館の譲渡や中新田保育所の民営化、あゆの里物産館や小野田東部体育館の除却などが上げられます。しかしながら、令和8年度に終期を迎える第1期計画期間における1割削減の目標に対する達成度は、施設数で54.1%、施設面積で34.3%と一定の施設削減や見直しが進んできているものの、計画当初に想定した目標値には及んでいない状況でございます。

次に、今後のダウンサイジングの方向性についてですが、これまでの施設削減は要因として、幼児、児童数の減少や老朽化が著しい施設などを中心に進めてまいりました。これからは地域の拠点性が高い施設や住民生活に影響する施設、地域資源を活用した観光施設など、これまで以上に慎重かつ難しい判断を伴うものが出てまいります。

現在、作業を進めている公共施設等総合管理計画改定業務において、施設総量の削減と機能集約を基本に据え、持続可能な魅力あるまちづくりを進めていく上で、限られた資源を有効に活用し、どの機能を残し、どの機能を縮小または廃止するのかを、より踏み込んだ検討を進めていかねばならないと考えています。

あわせて、施設の維持管理費や更新費だけでなく、将来的な除却費まで含めたライフ・サイクル・コストの視点を重視して、将来世代に過度な負担を残すことなく、最良の選択ができるように取り組んでいかねばならないと考えております。

また、指定管理を委託している施設の今後の契約や維持管理の方針についてであります、現在、観光施設が27施設、体育館、運動場等が10施設、生産直売施設、放牧場等が8施設、公民館、文化会館、学校等が6施設、福祉センター、保育所、児童館等が3施設、集会所が17施

設、合計すると21施設について指定管理を導入しています。

それぞれの施設についてそれぞれの経緯があるため一緒にするにはできませんが、老朽施設などは期限を定めた除却や、民間への払下げなどを検討しながら、利活用が図れる取組を行っていきたいと考えております。

未利用施設等の譲渡をする際には、公有財産利活用検討委員会において協議しておりますが、これまでのように行政による取組だけではなく、民間事業者から具体的な事業計画を引き出すサウンディング型市場調査も有効であると考えております。検討しながら、よい条件で施設等の譲渡ができるような研究もしていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） このダウンサイジングという発想に関しては、令和6年10月に当時の委員会が岡山県の美咲町に行って研修をしてきた例があります。やっぱり今まである建物とか、そういった施設は、その地域の方々からすると存続して残してほしいと、絶対もうあったものだからなくさないでほしいというのがもう100%の要望なんですね。その際にそれを小さくして、小さくしてカットして、除去して、なくしていく方法のテクニックとしてそれは何だということで、役場の方々にお聞きをしましたら、そこでは行くときは1人では行かない、複数で行くと。

何ていうんですか、やはりやり取りのところで1人に集中しないで、怒りの度合いなり何なりを分散させるというテクニックを使ってやっているという具体例がありました。あとは何度も、何度も行って、出向く行政、顔の見える行政、出前講座を対応したりして、しょっちゅうそれでもって住民の方々とのやり取りを密にするということが一番大切なことなんだということで、そこは先進地ということで、いろいろ国なんかからも表彰か何かされているんでしょう。そういったことで我々も行ってきたんですけれども、当然今後もそういったことが予想されます。その際は、今言ったこと、担当の課長が今お聞きになっていると思うんで、いずれその担当の課長だったら1人では行かない、複数で行って、しょっちゅういろんなことを話す、それで住民の方々とコミュニケーションを密にするということを心がけて、今後やってほしいと思います。

もう時間がないので、ちょっとはしりますけれども、最近の例として、民間の保育園、空調の問題が出ました。これは費用も多額ですよ。これは民間譲渡の契約の際の契約条項に、あるからそうだということだと思うんですけれども、一応町が管理している以上、その当事者同士の話でもって、それでいいんだということじゃなくて、何ていうんですか、あくまでも町の

所有でもってそれを民間に移譲して、民間が物を直そうとして6,000万円もかかると。それはどうだといったときに、町はそっちのことですから我々は関係ございませんではなくて、やっぱりそれがどういう事実関係でどうなっているかということも、やっぱりちょっと一歩踏み込む必要もあるんだろうと。

さらに、先日の土地購入のお話がありました。非常に喜ばしい、すばらしいことだと思います。こういった、何ていうんですか、企業実績でもって工場用地の拡充ということが、この町でも起きているということで、本当に喜ばしいことでありますし、これはどんどん売り払って、町の持ち物というか、そういうのを軽くしてほしいというような状況であるんですけれども、そういうこと、一つここで提案をしたいというのは、もっともっと広く広報して、購入希望とか使用希望者、この案件がこうやってあるんですけれども、さあどうでしょうかと。ただおあげしてもいいですよというぐらいの、何かそういうアピールをして、その身を細くする方向、そういったことをもうちょっと積極的におやりになってもいいのではないかなと思うんですけれども、その点どうでしょう。個人的見解というか、それも当然ルールに基づいてやっていると思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

町が保有する財産、土地、そういったものを民間のほうに譲渡したりとか、売払いとか、そういったものは、公有財産取得処分検討委員会のほうで検討して、処分案件については、審議をしている状況でございます。

その中で、県とかの土地を売る場合は公告を出したりしていますけれども、あのような取組をすとかという具体的なところまでいっていませんが、現在そういったものを売ってもいいよという、売っていきましょうということについての3つほど案件がございまして、それについては時期を見計らって公告したり、そういった手続を取っていきいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 最後になります。これは国立の社会保障・人口問題研究所の将来予想で、加美町は2060年までには人口が半分になるというような可能性が指摘されています。要するに今2万何がしですから1万人ちょっとぐらいになってしまうということだと思います。そういったことを考えたときに、スリム化しておいて次世代に負担を残さない視点でもって物事をやっていく必要があると。そのためにはやっぱり速度を速めて、今、総務課長もおっしゃいまし

たけれども、どんどんそういったことをやって、加美町の次世代を担う人たちのために、今やっておくべきことは何かということで対応していただきたい。希望というか、実際もっともつと速度を速めて今からやってください。そういったことを要望にして質問を終わります。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、12番伊藤 淳君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。午後1時まで。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告6番、3番今野清人君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 今野清人君 登壇〕

○3番（今野清人君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

本日、大綱2問通告をさせていただいております。順に一般質問を行っていまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、大綱1問目について通告した文書を読み上げさせていただきます。

1、筋川への油流出についてということで、令和7年2月に油の流出確認から1年が過ぎた。この間、関係者や関係機関の協力をいただき、原因調査を行うと同時に、オイルフェンス等を設置し、流出拡大防止に努めてきた。しかし、いまだに流出はとまっておりません。下流域で稲作を行う農業者や地域の皆さんの不安を解消するためにも、一日も早く原因究明をし、流出をとめなければなりません。そのためにも、現状の確認を含め、次のことを伺います。

- ①油流出の現状とこれまでの経緯は。
- ②流出確認をどのような対応をしたのか。
- ③原因調査の内容とその結果は。
- ④ここまでの予算とその執行状況は。
- ⑤今後の見通し。

よろしく願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 今野議員からは、筋川への油流出についてということで大綱1問目をいただきました。小項目につきまして5点順次答えさせていただきたいと思います。

1点目の油流出の現状とこれまでの経緯についてお答えさせていただきます。

筋川油漏れ事故については、昨年2月10日に発生してから1年が経過しております。現在も原因はいまだ不明となっており、筋川への油の流出は続いている状況でございます。油流出の現状については、当初に比べると油膜の量、これは目視によるものですが、油膜の量は減少しつつありますが、10月頃からまた水面に油膜を確認できる日が多くなっており、最近ではオイルフェンス手前に油がたまっている状況がまた見受けられます。

次に、これまでの経緯について時系列で説明いたします。

令和7年2月10日に、筋砂川橋付近で油が流れているとの通報を受けました。一度は収まったものの、2月20日に再度油の流出が確認されたため、オイルフェンス等の設置をはじめ、吸着資材を毎日交換するなど対応をいたしました。3月7日から流出が激しい左岸側に隣接する田んぼの試掘調査を実施し、油まじりの地下水が隣接する企業様の地下から流れていることが判明しました。その後、試掘坑から油まじりの地下水をくみ上げる吸引処分作業を6月下旬まで実施しております。4月17日には、地区住民説明会を開催し、油漏れ事故の経過やかり回し工事などの対応策についてご説明させていただきました。5月13日から15日にかけて原因究明のため、町でボーリング調査を実施し、この調査結果を受け、6月8日、近くにある民間施設の灯油地下タンクの漏えい検査を行っております。

続きまして、2点目の流出確認後の対応についてお答えいたします。

油流出抑制措置として、発生当初は筋砂川橋からB&G海洋センターまでの8か所に吸着資材等や、橋上流部の一部に土のうを設置いたしました。また、町民課を中心に各課から職員を現地に派遣し、5月下旬まで吸着資材を毎日交換するなど、油の回収作業を行いました。水田への油の流出を防止するため、筋川の仮回し工事を行い、さらに3月24日から6月23日まで試掘調査を実施した田んぼに設置している堅穴から油まじりの地下水をくみ上げて処分作業を実施しました。現在は、筋砂川橋付近にオイルフェンス17本を設置し、職員が行っております吸着資材等の交換作業については、その処分も含め、専門業者に委託して行っております。

3点目の原因調査の内容と結果についてお答えします。

町では、原因究明するために、5月13日から15日にかけてボーリング調査を実施しました。調査結果では、10か所のうち3か所から基準値を超える油分量が検出されて、灯油と判定されました。この結果を受け、6月8日近くにある民間施設の灯油地下タンクの油加圧検査を加美

消防署及び大崎保健所の立会いの下実施し、タンク及び附属配管の漏えいは確認できませんでした。

しかし、タンクの四方にある漏えい検知管から油成分の反応があったため、検知管の油種分析を行った結果、灯油であることが分かりました。しかしながら、その発生源が何であるかはいまだ不明でございます。

次に、これまでの予算と執行状況についてお答えいたします。

令和6年度の油漏れ事故に関わる予算については、2月、3月に補正予算にて合計で2,076万円を計上しております。執行状況については、オイルフェンス等の購入で561万1,000円、田んぼの試掘及び油吸引処分作業などなどで273万5,000円となり、合計で834万6,000円を支出しております。

令和7年度の予算については、補正予算にて合計で9,739万8,000円を計上しております。執行状況については、1月末現在で、オイルフェンス等の購入で632万3,000円、油吸引処分及び油吸着剤交換作業等で2,568万円、ボーリング調査費等で683万1,000円、地権者への借地料26万4,000円、耕作者への補償費6万円、対策経費負担金1,136万5,000円となり、合計で5,052万3,000円を支出しております。油漏れ事故による関わる予算総額は1億1,812万8,000円となり、執行総額は5,886万9,000円となります。

なお、油漏れ事故に関わる費用については、特別交付税の算定経費として、宮城県に申請しておる段階でございます。

次に、5点目の今後の見通しについてお答えさせていただきます。

これまで答弁してきましたとおり、現時点で原因究明には至っておりません。しかしながら、宮城県環境生活部及び大崎保健所のほか、北部土木事務所、加美消防署、加美郡西部土地改良区などの関係機関と連携しながら、引き続き対応していく考えでございます。

まずは、昨年と同様になりますが、筋川から取水して耕作している農家の皆様をはじめ、近隣住民にご迷惑をかけることがないよう、油の回収作業を継続して実施してまいる考えでございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、再質問ということで質問させていただきたいと思います。

まず、油流出の現状ということでお聞きをいたします。

先ほど町長の答弁の中にもありました、この油種、油の種類、この筋川に流れているもの、これも灯油ということでよいのかどうか。また、先ほど流出量いろいろお話をいただいたんで

すけれども、現在の流出量というのは、当初のものよりも減っているのか、それとも増えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、それに併せまして、今、町ではオイルフェンス等を使って、吸着剤ですか、吸着剤とかを使って、下流域に流さないという努力をされていると思うんですが、あの川、流れていけば田川に出て、あと鳴瀬川に合流するということなんですが、そちらのほうに流出したということは確認されているのかどうか、されていないものなのかどうか。また途中水田、その水で水田を作っておられる方もいらっしゃいます。そこへの、水田への油の流入、そして昨年の秋は収穫もされたと思いますけれども、その中で風評被害も含めて、そういった稲作への影響はなかったものなのかどうか、この辺、質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。ご質問ありがとうございます。

まず最初に、現在川に流れている、筋川のほうに流れている油種でございます。こちらのほうは検査した結果、灯油ということに結果が出ております。

次に、流出の量でございます。量につきましては、当初から油の吸引作業を行っておりまして、その際にも油混じりの水をくみ上げるということで、油の量自体はなかなか把握できておりません。

ただし、先ほどもありましたが、町長のお話でもありましたが、目視した状態でのお話にはなるんですけれども、当初2月に発生したときは、目視の状況と川に流れている状況では多いというふうに私どものほうは感じておりまして、そのうち9月頃まで少し落ちついて、量のほうはきたように思います。ただ、10月頃からまた目視で川のほうに油膜というものが浮いてきておりまして、現在もその油膜を見かける期間が多くなっております。また、フェンス前に油がたまってる、そういう状況も今結構見かけられる日が多くなっているということになります。

鳴瀬川、田川のほうの流出でございます。筋川のほうで、当初8か所のところに、鳴瀬川のところまで8か所フェンスで防いでおりまして、そこから先のほうは管轄が県になりまして、県のほうでも、そこにフェンスを張りまして、流出はしていないものと思っております。

田んぼのほうに、今年1年間、仮回し工事をしまして、田んぼのほうにも油の流出を防ぐための工事を行っております。あと、先ほどもありましたがフェンスなどで流出を防いでおりまして、これまでに田んぼのほうに被害があったということのお話は聞いておりません。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

稲作への影響につきましては、ただいま町民課長からも答弁がありましたけれども、水田への流入、そして被害、またこの事故による風評被害、そういった情報については、私どものほうにも入っておりません。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、流出量の推移というところでもう一度お聞きするんですが、当初、町のほうでオイルフェンス、吸着剤のほうと交換したときはかなりの頻度で交換していたというふうに認識をしております。今、外部に委託をしてオイルの吸着剤の交換というのを行っていると思うんですが、今この交換する頻度というのはどのくらいになっているのか、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

油の吸着剤、資材等の交換処分作業でございますが、今、7月より6月までは、昨年6月までは資材の交換と廃棄物の処分とを別々にやっておりましたが、昨年7月よりそちらの作業を1回に行っておりまして、週2回、月曜日と木曜日に専門業者に委託をして行っております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 週2回ということなんですけれども、その週2回のときに、まず汚れていなくても、全てを交換しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 作業員の方が見まして、フェンスのほうを回収して交換していただくんですけれども、そちらのほうは汚れていないときは回収しないでそのままになっております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） まず、この対応に当たられました職員の皆様、そして現在も対応していただいている企業の方々には、本当に頭の下がる思いでございます。その原因調査と内容ということで、先ほど町長より答弁をいただきました。町としては、流出が発覚してからいろいろな対策を取って、まずは筋川に流れたものを取る作業、そこから下流域に流さない作業を行ってきたと思います。

それと同時に、いろいろな原因調査というものをされたということでもあります。ボーリング

調査、あるいは油種の確認もそうですね、油種確認、ボーリング調査、あとは個人施設では灯油を使って、灯油を入れておく地下タンクがあるということで、そのタンクの調査も行ったと。まず、このタンクの調査ということなんですが、タンクの調査をされた方というのは、町側がお願いした業者というふうに考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今回地下タンクを所有している近隣の事業者様方にご協力をいただきまして、そのタンク調査をはじめ、いろんな資料等も提供をいただいております。この場を借りて感謝申し上げます。

今回その地下タンク、灯油を扱っている地下タンクを調査したのは町のほうの費用で調査したものでございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） ということは、個人施設の方からすれば、そのタンクの調査をしたと、した人というのは全くの第三者というふうに考えてよろしいんだと思います。先ほど答弁の中にもありましたけれども、そういった検査をして地下タンク等を調べたと。私の今お聞きした認識の中では、その地下タンクから、そこには消防、保健所も立ち会ってということだと思えます。それと町、第三者の地下タンクを調べる業者という方に調べていただいて、まずこの地下タンクについては漏れはないという、そういう認識を持ったんですが、その認識でよろしいかどうか、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所でございます。

そのとおりでございます。地下タンクに漏れはございませんでした。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） ただ、そのボーリング調査、10か所を行ったうちの3か所から、その油の成分が出ていると。そして、その検知管というところからも、この油の成分が確認されたと。この確認されたのは、消防署、そして保健所も認識はしているということではよろしいんですか。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。

その地下タンク、6月8日にタンクの漏えい検査をしたんですが、その際に既に検知管のほうから油が確認されておりましたので、保健所も消防署のほうも、その場で確認はしているも

のと認識しております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 保健所あるいは消防がその時点で確認をしているということでありました。それでは、その消防あるいは保健所のその時の見解といいますか、どのようにこのことについて考えているのかということ、分かればお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。

今回、その施設内の地下タンクを持っている施設内の検査ということで、基本的にその施設内であれば、加美消防署が判断するものと思っております。その検査の当日、またはその1週間後に検知管から出たものが灯油であったということが判明して、再度、加美消防署のほうに今後どういう対応をしていくのですかという話を伺ったところ、今回の施設は外部からこういう町の地下水が入ってきたものであろうという判断で、今後そういった周りのほうのいろんな確認をしていきたいというようなお話を伺ったのが6月の末だったと思いますが、そういう消防のほうの見解でございました。

なお、保健所のほうについては、その後、施設内の道路とかに出ている油、あと筋川のほうに出ている油、そういったところでいろいろ調査、または知見を伺いながら、原因究明に協力を引き続きいただいているところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 今お聞きしていると、なかなかいろんな機関が絡んでいて、なかなか入り交じって難しくなっているのかなという思いもするんですが、まずここでお聞きしたいのは、今回この流出の問題について、町の義務、これは加美町がしなくてはならないというものは何なのか。または町では、例えば検査する際に強制的にそういったところに入って検査をする権限というものは持っているのか、あるいは何かあった場合に、ちょっとやめてくださいよ、止めますよと、そういった権限というものがあるのか。町の義務、そしてこの権限というものは何なのか、お願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

町の権限ということで、今ご質問いただきました。当町の権限、役割ということなんですが、水質汚濁防止法というのがありまして、そちらの中で市町村のほうの役割というのは、基本的に原因者がおりまして、その原因者がいない場合に代行の措置として被害の防止、拡大措置を

行ったり、または都道府県とか合わせて調査を行ったりする、そういう権限、義務、役割がございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、じゃ今回のこの事例については、まず町の義務、町が果たしていかななくてはならないものというのは、筋川に出た油の成分を下流に流さない、吸着等々を使って、今回それを行ってきたわけなんですけれども、要はいろいろな権限という部分で今お話ししたのは、今回いろいろな原因調査というのを町でやっているわけなんですけれども、本来この原因調査というのは町でやるべきものなのか、それとも消防なり、保健所なり、そういったところがやるべきものなのか、この辺お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

原因究明に当たりまして、筋川油漏れ事故と同様の事例について調べましたところ、神奈川県ホームページに油流出による水質事故の原因究明調査の報告がございました。報告書には油種は灯油で、半年間、河川への油の流出が続き、時期によっては流出量が増える傾向が見られたため、継続性のある漏えい原因が存在するもの。また、何らかの原因で漏えいした油が地下水脈を通じて川まで達している可能性が高いと判断し、原因究明のためボーリング調査を実施し、調査結果を基に、原因者と思われる事業所に土壌調査を要請し、事業者が自主調査を実施して、土壌中にて灯油地下水汚染が確認されました。その事業所には、灯油の地上タンクが設置されており、漏えい原因はタンクから給湯器までの地下配管によるもので、県が関係機関と連携して究明に当たった事例でございます。

町としては、これまで代行措置として、被害の拡大防止のための油吸着材の設置や仮回し工事、河川監視の実施のほか、原因究明のためボーリング調査や地下タンクの漏えい検査などを懸命に行っていまいりましたが、いまだ原因が特定されてきておりません。

町においては、対応できる範囲が限られているため、主導的な措置が講じられないなど、原因究明については改めて宮城県及び大崎保健所のほか、北部土木事務所、加美消防署などの関係機関との連携が必要不可欠であると強く感じております。その上で、今後につきましても、引き続き関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 全くそのとおりだと思います。加美町だけではちょっと対応できかねるのかなと、今のお話を聞いても思いました。

その中で、今関係機関との連絡等々を密にしていこうというお話でございましたけれども、この1年間に消防あるいは保健所、3者ということになると思います。そこに、あの水は水田、農業に使う水で改良区なんかも入ってくるんだと思いますけれども、そういった関係機関、改良区、町も入れれば4者ということになります。この4者合わせてのこういった対策会議等々が行われていたのかどうか、お聞きをいたします。お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

関係機関の方を交えた会議の開催についてでございます。昨年3月13日に初めて筋川油漏れ事故に関する会議を、大崎保健所及び北部土木事務所、加美消防署、加美郡西部土地改良区の関係機関の方に出席いただき開催しております。

会議の内容については、事故の経過説明や対応についてご意見等を頂戴しております。その後の会議につきましては、話し合われる内容によって関係する機関の方に出席していただく形で6回ほど開催している状況でございます。また、そのほかに大崎保健所様、加美郡西部土地改良区様とは個別に連絡を取りながら、対応策における助言や現場での対応など、様々な場面でご協力をいただいております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） みんなで集まって会議をしたというのは1回ということではないんですね。そのほかには個別に町と保健所だったり、町と消防であったりという、そういった会議は6回ほど行っているというご答弁だったと思います。

私、今この問題をずっと見てきて思うのは、なんか町は一生懸命やっていると思うんですが、なかなかこの関係機関の協力、消防なり、保健所なりというこういったところの姿が見えないというか、協力を果たして得られているのかなと。また、やはり個別にはやっているというんですが、やはり関係する団体が一堂に会して会議をしたというのが、この1年の間で1回しかないというのは、やっぱりこの辺少し町としても、そういった呼びかけというか、対応というのが少なかったんじゃないかなと私は考えております。

ぜひともそういった場に関係者が一堂に会して、この問題、皆さんのご意見あるいはいろいろな知識、知恵というものはあるんだろうと思います。この辺まとめてやはり一つのものにしていくというためにも、もう少しこの辺、関係者の会議というのをやったほうがいいんじゃないかなと思うわけですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

議員のおっしゃるとおり、1回ということで、今後1年経過しまして、その経過状況も含めまして、また調査の結果とかも精査しながら、関係機関と会議を持ちたいと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、次に、このことに関しての予算についてお聞きしたいと思います。先ほどいろいろご説明をいただいたんですが、具体的に言いますと、じゃ、今現在月当たりどのくらいの処理量と処理費というのがかかっているのか、お願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

現在、先ほどご質問いただきました油吸着剤等の設置交換処分業務に、現在1か月で約70万円弱を支出しております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、今までいろいろ議会のほうにもご説明、委員会等にもご説明をいただきました。その中で、この措置については特別交付税を使ってという事柄が出てまいりました。その中でお聞きをいたします。

今回、この特別交付税の措置というのは受けられるのかどうか、受けられるのであればどのくらいの額なのか、もう既に町のほうにはその額が入ってきてるものなのか、この辺をお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

特別交付税のほうには、今年度協議の算定資料として計上しております。結果については、3月に交付税の額の確定が通知されますので、それまではまだ未定ということになっております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） すみません、私もちょっと特別交付税というのが、その名のとおり特別な交付税なんだろうけれども、今回の事例のように恐らく先ほどのお話ですと約5,000万円近くのお金をくださいと言っているんですかね。多分そういう、ちょっとその辺、具体的にどのくらいの額がかかりましたので、これを算定してください、よろしくお願いします、お金くださいと言っているものなのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 特別交付税の額の算定につきましては、かかった経費全て県の協議のほうに出させていただきます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） じゃ、そのかかったもの全て県のほうに上げて、3月になればその結果というか、下りてくるんだと思いますけれども、この筋川に係った先ほどの予算全て上げたとして、これ全て入ってくるもんなんですか。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

特別交付税の算定の基礎には全て上げてございますが、この中から交付される金額のほうは県のほうで決定する内容となっております。また、内容を知らされることがないので、どの程度の金額がこの算定基礎からどの程度交付されるかというのは把握することは、ちょっと難しい状況です。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） ということは、町としてはこのくらいかかりましたので、よろしく願いしますということで県のほうに上げているんですが、その額は3月になって、加美町の特別交付税はこのくらいですよ、どんと入ってくるんでしょうけれども、それが特別交付税の中で、どれが筋川で、その筋川に対しての算定というのはどのくらいあるのかというのは町でも把握できないということでよろしいんですか。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

特別交付税の算定のほうには、こちらの筋川のほかにも学校給食の経費であったりとか、町独自でやっている事業全て計上しております。この中で、大体算定、交付率を掛けて大体の金額を目安としては見ますが、この額が確定というものはなかなか難しいという状況です。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、今予算の話になりましたけれども、今後すぐにこの流出が止まるということはちょっと考えづらいんだろうと思います。町としてはこの流出が続く限り、予算をかけてしっかりと下流に油を流さない対策というのは取っていくのか。そしてもう一点、今年度の特別交付税ということもありましたけれども、来年度もまたこの状態が続けば、特別交付税としての措置をお願いするのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

対策のほうのことでございます。対策のほうは、先ほどもお話ししましたが、町として原因者が見つかるまで代行措置というものを行っていきますので、そちらのほうで予算は取っていく予定でございます。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

来年度予算のほうには、この筋川の対策経費は計上しておりません。ただしかかった経費に関しては、来年度の特別交付税の算定のほうに計上させていただく予定です。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、今後の見通しの部分で何点か質問いたします。

私、ここからは素人考えで大変申し訳ないんですが、今まで町としては流れ出たものを吸収、それ以上流さない措置というのは取られてきたんだろうと思います。例えばあそこの岸に擁壁を造ったり、今仮回しということで、あの部分だけですけれども、あれをもっと広げたり、そういった出たものを吸収、取るという考えではなくて、最初から筋川に流さない、そういった対策というのは、課内、あるいは庁舎内で検討されたことはないんでしょうか、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

筋川に流さないようにということで、例えば矢板で堰止めをしたらどうなのかといったようなこととか、あとは今の護岸を外して擁壁をしたらどうなのか。いろいろ考えたりもしたんですけれども、その油が止まっていない状況で矢板工事をしようとしたときに、どんどん掘れば掘るほど油が出てくるといった状況の中で、ちょっと難しいのかなと。

あと、矢板の検討もしたんですけれども、あそこの地層は結構礫、玉石ですね。大体深さ2メートルぐらい掘っていきますと玉石コロコロと出てくるよう地層になっております。玉石を貫通させて施工できる工法もあるんですけれども、結構湾岸のほうでやっていたりするんですけれども、結構な事業費になってくるということで、ちょっとそこは保留とさせてもらっていました。

あとは、止まっていない状況で、そこだけ止めても今度どこかに流れ出ていくということもありますんで、そういったこともあったんで、ちょっと保留させてもらっていました。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 方法はないわけではないが予算との絡み、あるいはそれを行ってもその

あとまだ流出してくる可能性があるということで、現在は止まっているというふうに今理解をしたんですが、それでは、私今回、この後予算審査の特別委員会が始まるわけなんですけれども、その予算書を見ている中で、来年度予算についてはまたそのときお聞きしますんで、今はお聞きいたしません、その中で公害対策費の中で、鳴瀬川水系公害対策協議会の会費というのが出てきます。この鳴瀬川水系公害対策協議会というのは、どういった協議会なのでしょう、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

こちらの鳴瀬川水系水質汚濁対策協議会になりますが、国土交通省の中の協議会でございます、河川管理上支障を及ぼす恐れのある河川の汚濁の状況を的確に把握することを目的に、河川ごとに水質関係機関から成る連絡協議会を設置しております。

そちらのほうは、水質汚濁対策協議会の構成では、国・県・市町村、消防、警察、水道部局の関係機関で構成されているもので、例えば今回のような油事故がございましたら、第一報として、今は事務局が北上川河川事務所になっておりますが、そちらのほうに一報を流して、状況をお知らせするという、そういう機関でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） ということは、第一報というか、こういう状況が起きていますということは、そちらにはお知らせをしているということでいいんだろうと思います。この名前を見ると、鳴瀬川水系公害対策協議会ということで、何かお訴えすれば何か答えが返ってくるようなそういった協議会、そういった名前だなと思って今聞いたんですけれども、ただ連絡協議会、そういう状況です、こういう事案が起こっていますということを、構成する町なりそういう機関なりにお知らせするというだけの会ということでいいんでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

そのとおりでございます。お互いに情報を交換、お知らせして、あと緊急事態の場合に対応できるような、そのような情報を交換できる取りまとめをしてくださる機関となっております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） なぜこれを聞いたかという、先ほど来ずっと言っていますように、もう加美町だけの力ではもうなかなか解決に導けないのかなという感覚がございます。それで今後の見通しということでなんですが、なかなかそういった解決につながる道筋というのが、

今見いだせていない状況の中で、一つ民間の力というか、民間のそういった知見、こういったことに対して何らかの解決策を持っている、そういった民間、そういった民間の知見や技術の利用というのは今まで考えたことはないのでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。

これまでボーリングだけじゃないですね、その調査に関わるところで、何件か関係する事業者様にお話を伺ったことあるんですけれども、一体的に要はそのボーリングはできるけれども、筋川の流出を止めるとか、そういうちょっと一体的なところでコンサルというのを考えたことがあったんですが、なかなかそれをやれるところがないということだったので、結局、単発的にボーリング調査を行って、これまでこういった状況になっております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） なかなかそういう業者も見つからないという見解なんだろうと思います。

その中、先ほどからずっと言っているんですけれども、なかなかこの解決策が見つからないんですけれども、じゃ今後どうしていくんですかということになってくるんですけれども、やはり私は関係機関、国・県も含めて、本当に国も含めてということになると思うんですけれども、そういった機関に、本当にこの内情というものを知っていただいて、サポートしていただくというのが一番の解決への近道なのかなと今考えている次第であります。

そういった中で、やはり、これは町長に最後に聞くわけなんですけれども、こういった事態になってきますと、国会の先生にお願いをしたり、県議会の先生にお願いをしたりというのが出てくるんだと思います。この間、衆議院選が行われたばかりですけれども、5区の先生は大変政界でも力のある方だと思っていますし、4区から選出された先生は、今環境政務官ですか、になられていると。そういった先生、衆議院の国会の先生方のお力をお借りしたり、なかなか見つからないということがありましたけれども、民間の知見、技術、そういったものを利用したり、あとはやっぱり身近な消防、保健所、そういったところの意見、これを集約して本当に一刻も早くこの問題終結に導いていかなくてはならないなと感じております。

そういった中で、町長にこのことについてのご所見をお伺いするんですけれども、町長、私は9月に水道の関係で一般質問させていただきました。その中で、町長答弁の中でこのように述べられております。加美町は水源の町、この水を住民の皆様、または地域の広い意味での県民の皆様のために守っていく不断の努力をすることを約束するというふうに述べられておりま

す。上水道と河川の水ということで水質は違うんだろうと思いますけれども、水源の町というこの思いは通ずるところがあるんだろうと思います。この辺に関しまして、町長のご所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

水源を守っていかなければいけないのは、そのとおりなんでございますけれども、今回の問題というのを私もこの1年余り経験させていただきまして、ご認識いただきたいと思うことがあるんですが、全て法にのっとって動いていった場合、権限がどの担当においても、権限を有していないんですね。レポート、これはこの後、今、町民課や小野田支所長辺りが中心にまとめて、全体のレポートを途中経過ということで出させていただきますが、様々な先ほど言いました民間ボーリング調査をした民間事業者の方々から、原因特定の方角性というものも正直なこと言わせていただければ、出ております。しかしながら、その出ていたことに対して、これをこうせいというふうな強制権というものを、実は行政も消防も国も県も持ち合わせていないといったようなことが、まず現実的な事実としてございます。

ですので、先ほど町民課長のほうから、神奈川県的事例をご紹介いただきました。また私どものほうにも、何ていうんでしょうか、まだ公にされていないような過去事例というものも幾つかいただいております。そうなりますと、最後はこちら、または行政から、または消防でも構いませんけれども、そういうところからお願いしてご協力を賜って、様々な詳細な検査をいただくといったようなことを教えてはいないんですが、担当のほうとしましても、実はこれまで何度かにわたってそのようなお願いというのをしてくれているところでございますが、最初ご許可をいただかないと、実は動かないというような段階まで来ているのが今の現状でございます。

大変私どもとしても苦しい状況ですので、ただ一方で、先ほどから議員おっしゃるように、様々な防壁柵、川に流さないという柵も、先ほど建設課長、実は見積もっていただいています、億以上のお金がかかります。ですので、確たるものがないうちに、その億というものをかけるというような決断にはなかなか至らないわけでございますが、まずはやっぱり原因をしっかりと止める。蛇口を止めるということをこの1年間、目標にやってきましたつもりでございますが、事ここに至るまでできないでいるということは、これは私の非でもございますので、本当に皆様におわび申し上げるしかございません。今後も鋭意努力していくつもりでございます。もちろん関連の機関とは連携を密に図っていきます。政治的なことも全部ご報告はもう既にし

ております。でございますので、ご承知いただければと思ってください。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 石山町長ですので、そういったところには根回し等々はしているんだろうとは思っておりましたけれども、今後もなお一層その辺をよろしく願いいたします。

これは最後に議長に申し上げる次第でございます。この件に関しまして、議会といたしましても様々な情報収集等をしていかななくてはならないと感じております。この件につきまして、議会の特別委員会の設置を提案させていただきたいと思います。議会の運営委員会等でお諮りをいただきますようお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 今野議員に申し上げます。

この件につきまして、後刻、議会運営委員会に諮問し、設置も含めて検討していただくこととしたいと思います。今野清人君。

○3番（今野清人君） よろしく願いいたします。

それでは、大綱2問目に移らせていただきます。それでは、大綱2問目、消防・防災体制についてということでお聞きをいたします。施政方針の消防・防災体制について、次の点を伺います。

①危機管理監を危機対策課に設置するとありますが、どのような役割を期待し、どのような役割を担っていただくのか。

②消防団員の確保に努めるとありますが、具体的な策はあるのか。

③消防装備品や消防水利施設の整備を推進するとありますが、具体的な計画はあるのか。

④火災予防の普及について、女性防火クラブと連携とあるが、女性防火クラブ員も減少していると聞きます。クラブ員の確保も必要ではないか。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、大綱2問目について順次お答えさせていただきます。

初めに、危機管理監を危機対策課に配置するとあるが、どのような役割かといったようなご質問にお答えさせていただきます。

災害対策基本法に基づく防災基本計画等において、地方公共団体は専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成に努めることとされております。このたび採用いたします危機管理監には、退職自衛官としてこれまでの勤務で培った防災危機管理に関する知識や経験を生かし、自然災害のほか、感染症やテロ行為など、町内で発生した危機事案の統括調整を担い、加美町

のより一層の防災力向上を期待しているところでございます。

次に、消防団員の確保に努めるとあるが、具体的な策はといったご質問にお答えします。

人口減少、高齢化、雇用体系の変化など社会情勢の変化も影響し、消防団員の確保は全国的な共通課題となっております。加美町においても団員確保や団員の負担増大に対応するため、これまでも活動の在り方や処遇の改善などに取り組んでまいりました。加美町の消防団員は2月1日現在で531名となっており、条例定数の570人に対する充足率は93.1%となっています。

こうした状況を踏まえ、消防団員を確保するため、入団促進と負担軽減の2つの側面から対策を実施しております。入団促進の取組は、地元の消防団員による勧誘に加えて、広報紙への入団募集記事の掲載や初午まつり、成人式でチラシを配布し、消防団員募集の周知を行っています。団員の負担軽減の取組は、消防演習などの各種訓練において簡素化を図ってまいりましたが、現役団員の負担を減らすことで、退団者の抑制に取り組んでいるところでございます。

また、消防団には通常の消防団員のほか、より多くの方に参加いただくために、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員という制度があります。例えば消防吏員、消防団員を引退された方を対象として採用するOB団員や、役場職員による職員団員など、このような制度の導入について、消防団の皆様と相談しながら今後検討していきたいと考えております。

消防団は、災害発生時にいち早く出動し、住民の安全を守るとともに、平時においても様々な場面で住民の生活を支える、地域にとって欠くことのできない重要な存在です。入団促進や、活動しやすい環境づくりに向けた取組など、できる限りの施策を講じていきたいと考えております。

次に、消防装備品や消防水利施設の整備を推進とあるが、具体的な計画はとの問いに答えさせていただきます。

令和8年度は、消防団の装備を充実させるため、消防団員の活動服更新と宮崎地区中心部における消防用水を確保するため、防火用水路の土砂払い業務を予定しております。消防団員の活動服は、平成26年2月に消防団員制服基準が改正され、活動上着及び活動ズボンの形式が変更されております。現在、加美町消防団員が着用する活動服は新基準を満たしていないことから、全団員の現在服を安全性と機能性を備えた高視認性の活動服に一新し、団員の安全確保と士気向上につなげていきたいと考えております。

防火用水路土砂払い業務については3年に一度行っているもので、陶芸の里スポーツ公園水路にたまった土砂を取り除き、上町から東町までの水路において、常時一定の水量を確保した

いと考えております。いずれの計画も当初予算に計上しており、予算審査にてご審議いただくこととなりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、女性防火クラブ員の確保も必要ではないかとの質問についてお答えします。

現在町内の女性防火クラブは68行政区において組織されておりまして、約2,260名がクラブ員として活動されています。加美町では若い世代や単身者の女性も参加しやすいよう、名称も婦人から女性へ変更しておりますが、活動できる女性が減少し、運営が困難なため、クラブを解散した行政区もあります。

消防団員の確保と同様に、クラブ員の人員確保は、地域防災力の維持強化において喫緊の課題です。女性防火クラブは地域住民がボランティアとして参加する組織であり、加入が強制されているものではありませんが、安全で安心なまちづくりを推進する上で不可欠であると考えております。

加美町女性防火クラブの連合会の皆様とも相談し、コミュニティ組織や隣接する行政区と一緒に活動するなど、従来の枠組みを変更しながら維持していただけるよう支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、まず最初に危機管理監という部分について再質問いたします。

来年度配置をするということなのですが、もう既に先ほど今町長の答弁の中で、元自衛官の方を採用しますというお話でございました。もう既に人選は済んでいらっしゃるのか、そして着任というのは具体的には何月頃から着任されるのか、お願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

既に採用試験のほうは済ましておりまして、4月以降着任に向けて、今のところ自衛隊にある地方協力隊という、そういう組織と連絡調整を図っているというところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） それでは、その危機管理監になられる方なのですが、まずお住まいがどこなのか。というのはやはり先ほどの中で、災害があった際に、いち早く庁舎なりに駆けつけることができるところから通われる方なのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

議員おっしゃるとおり、専門監という業務に期待される、すぐ駆けつけなくてはならないと

いうようなことがございますので、その件については、採用する方とお話のほうをさせてもらっておりまして、予定では、加美町の借家をお借りして、そこにお住まいになって、業務に支障のない行動を取りたいというようなことで伺っておるところでございます。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） ということは、副町長と一緒にということですね。副町長みたいな感じでということでもいいんだと思います。そうですね。

では、まだその危機管理監についてなんですが、危機対策課のほうに配置をするということでございますけれども、危機対策課、一番トップに課長さんがいて、補佐がいて、あと課員さんがいてということになると思うんですけれども、課内で危機管理監の立場というのはどういった立場になるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

先ほど町長からの説明があったとおり、防災に関する専門的な知識を保有されておりますので、その知識を生かして、町の防災体制の様々な部分に生かしていただくということであったり、国民保護というような国の仕組みなどもございまして、それについて町のほうでは少し改正が遅れていますので、そういったものの体制整備なども図っていただこうかなというふうなところで、そういった内容に従事してもらうことを考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君。

○3番（今野清人君） 従事してもらうことは分かったんですが、じゃ課内では課長と同等、あるいは課長の1つ下とか、いろいろな言い方があると思うんですけれども、この専門監という立場の方は、どの位置にある方なんでしょうか。課長と一緒にですか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） すみません、答弁漏れしておりました。

処遇なんですけれども、いわゆる役場の課長と同等の5級相当の給与の体系を採用する予定でございまして、いわゆる課長の同等といいますか、専門監的な立場で従事をしていただくというふうに考えております。

○議長（味上庄一郎君） 今野清人君に申し上げます。

1時間経過しております。

○3番（今野清人君） それでは、すみません、本当はいろいろお聞きしたかったのですが、すみません。

じゃ、最後、課長にお聞きをします。装備品の中で、いろいろ先ほど町長からもありました。その中には出てこなかったんですけども、今回活動服、今年度で変えるよということだったんですけども、やはり災害の現場に出ますと防火衣、そしてヘルメットというのが大変団員の生命、身体を守るには大切なものになってくるんだろうと思います。私の記憶があれなんですけれども、多分合併以来、その辺更新がなされていないんですが、ヘルメットについても物のあれを読みますと、更新時期が3年から5年だよというふうに書かれております。この辺、町としてはどのように更新していくものなのか、お聞かせをいただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 危機対策課長。

○危機対策課長（早坂 卓君） 危機対策課長です。よろしくお願いします。

今、今野議員からご指摘ありましたとおり、合併以来防火衣、ヘルメット等は入ったときに渡されたものを使っているというような現状でありまして、防火衣に関しましても、ファスナーが壊れかけているというような報告も受けております。今後、財政とも協議しながらになると思うんですけども、そちらのほうも随時更新のほうを掛けていきたいというふうな担当課の考えでございます。

○3番（今野清人君） 以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、3番今野清人君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。2時15分まで。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告7番、2番早坂 潔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 早坂 潔君 登壇〕

○2番（早坂 潔君） 今日4人目の一般質問ということで、議論も議場で大分白熱した議論がされていますので、もう温まったこの議場でしっかり私も質問していきたいと思います。

通告に従い2点の質問をさせていただきます。

まず1点目、町民のデジタルリテラシー向上についてです。

スマートフォンやタブレットをはじめ、私たちの周りには電子機器が日常生活において欠かせないものとなっています。それを利用した業務や決済も多く取り入れられており、自治体では、住民に電子ポイントを給付する例も増え、当町でも健康デジタルポイント事業を実施する

と施政方針にも上げられています。

しかし、主に高齢者において、デジタル化が発達する速度についていくのが難しい方々が多数いる中で、どのようにデジタル技術を身につけ、多くの方が活用するために取り組んでいくのかについて伺います。

また、若年層にとって大変身近なものになっているSNSではありますが、受け取る情報は全て有益なものとは限らず、場合によっては詐欺や事件に巻き込まれるケースも多く発生しています。各学校では、タブレットの配布など電子機器が身近であるからこそ、ネットリテラシーについてどのような教育方針か、伺いたいします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 早坂議員からは、町民のデジタルリテラシー向上についてといったご質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、順次お答えさせていただきます。

初めに、私のほうから答弁させていただきまして、後段は教育方針等について教育長がお答えさせていただきます。

午前中、伊藤 淳議員からも熊の話がありましたが、熊に関しまして随分と町民の皆さんにハザードンをインストールしていただきましてご活用いただいたものかなというふうに感じております。今後ご指摘のように、デジタル技術をどのように皆さんに周知していくかということとは大きな課題かとまず思っております。

それでは、1点目からお答えさせていただきますと、私たちの現在身の回りにはデジタル技術を使ったものがあふれておりまして、特にスマートフォンなどはお店のアプリを登録して、たまったポイントで商品が買えるなど、既に生活の私たちの一部となってきております。

来年度から実施予定の健康デジタルポイント事業を例に挙げますと、最初の登録説明会では、委託業者から高齢の方や操作に不慣れな方にも分かりやすい説明をしてもらいたいと考えております。

そのほか、コールセンターの設置や職員が町民の方に聞かれても答えられるように、制度や操作方法などをしっかりと学んでもらうような、町職員向け研修会の開催も検討しております。

このほか、昨年度から国の交付金事業を活用しまして、女性のデジタル人材の育成を目的とした講座を開催しております。この講座は、加美町男女共同参画推進委員会と加美クリエイティブアカデミーの主催で、町内の女性を対象に企業などの公式LINEの構築や運用を学び、

情報発信スキルを身につけてもらうなど、多様な働き方の実現に向けた取組として実施しております。

さらに、加美クリエイティブアカデミーでは、町民を対象にスマートフォン1台で行うショート動画作成の実践型ワークショップを開催し、情報発信や企業、地域のPRなど、仕事や収入につながるスキルを身につけてもらう機会を提供するなど、デジタル技術の普及にも努めております。

このように絶えず進化していくデジタル技術を活用して、社会や環境の変化に対応していくことが必要な情勢において、今後も学習機会の提供、知識の共有、スキルの実践機会の整備を図りながら、町民のデジタルリテラシーの向上に努めていきたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） よろしく申し上げます。

ネットリテラシーについてどのような教育方針かとのご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、町内の全ての小中学校に1人1台のタブレット端末を配布し、子どもたちはそれぞれ学校の指導に沿って授業及び家庭学習の際に利用しております。各学校では活用に当たり児童生徒が守るべき使用上の約束を決めております。

活用の目的、活用の場所や保管場所、安全配慮、個人情報の扱い、健康への配慮などを正しく理解して端末を使用できるよう、教科指導や学級活動などで随時指導しております。また、家庭において個人のスマートフォンを所持する子どもも少なくない状況です。教育委員会では、義務教育段階の子どもたちが、自分を守る、相手を思いやる、正しい情報かどうかは必ず確認するなど気をつけるべきことを正しく理解して情報機器を活用することができるよう、各学校での指導をお願いしており、外部講師の招聘、校外活動など、カリキュラムや状況に合わせた指導を便宜を行っております。

また、重点事項の一つである学ぶ土台づくり事業においては、幼児期からメディア依存になっってしまうよう、保護者の啓発を目的に、メディアコントロールチャレンジを実施しております。3日間ほどのメディア使用を自主的に制限する取組に楽しくチャレンジしてもらい、子どものふれあいの時間が増えた、一緒に読書をした、兄弟も一緒にボードゲームをして楽しさを再発見したなど、親子の関わりが増えたという保護者の声も聞いております。言語能力やコミュニケーション能力といった、町で大事にしている非認知能力の向上についても効果を感じております。

現在、中教審で行っている次期学習指導要領改訂の議論の中でも、情報活用能力はますます重要視されており、情報及びネットについて正しく知って、正しく活用する子どもの育成をさらに目指していく所存でございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 答弁ありがとうございます。

今回の質問では、どうしてもデジタル、ネットのことを扱うので、片仮名が多く出てきます。議場では余り片仮名などを使わないでほしいということもよく言われますけれども、今こういう言葉が当たり前に飛び交うんだということで、できる限り語句の解説もしながら、デジタル社会へ適応するためだと思って使わせていただきます。

まず、大綱にありましたデジタルリテラシーという言葉ですけれども、デジタル技術や情報を正しく理解し、適切に使いこなす能力のことです。初日の一般質問でも何人かの方がデジタル健康アプリの話題が出ていました。

また、町長からはスマホを使えない方への対応についての懸念も示されております。またデジタル健康アプリ、今みやぎ健康ウォークのことについて、午前中、高橋議員からもぜひ皆様も活用してくださいと、県の中では加美町は最下位ですよということでお話がありましたけれども、私も12月にマイナ保険証の質問をしたときに、保険健康課の課長からみやぎウォークに登録している方、宮城県内では2.5%なんですけれども、加美町は1.2%という県平均の半分というような状況なので、やっぱりそういう順位になってしまうのも仕方ないのかなというふうに思うと同時に、そういう話を聞いて、やっぱりデジタルに対する入り口が非常に狭いのではないかと感じての質問をさせていただきました。

やっぱり高齢者が何ゆえデジタルを使えないのか、使わないのかということで、総務省にも理由が多く載っていました。理由の多くは、必要性がない、使い方が分からない。分からないままさわったら壊れるか心配といったような声がよく上がります。初日の一般質問の答弁の中でも、デジタル健康アプリはダウンロードしていただくというふうに武田課長からの答弁がありましたけれども、一般的にアプリケーションを自分のスマホないしタブレットなどに入れるときに、完全にゼロからダウンロード、入れるとなると、どのような手順かをまず口で1回説明します。まずメール、自分のメールアドレスを取得して、それからアプリストアのアカウントを作ります。アプリを選んでダウンロードして利用規約に同意する。その上でアプリ内で自分のアカウントをつくる、ログインして使用すると、大体こういった手順なるかなというふうに思います。

さらに、一連の流れでパスワードの設定とか入力も、2回以上は必要になるんじゃないかなというふうには思います。そのほかにQRコードから読み込むこともできますというような説明を受けて、この議場の中でもすんなりとのみ込めた人もいれば、何を言っているのか、途中から分かんなくなったという方もいるのではないかなというふうに思います。そのような、高齢者とかデジタルの扱いに慣れていない方がいるという課題を踏まえて、どういう普及の仕方を考えているのか、お聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

高齢者のデジタル化につきましては、高齢者本人の生活の利便性の向上、社会活動への参加の促進にもつながり、超高齢社会における重要な課題であると考えております。

日本社会のデジタル化は急速に進展しておりまして、2023年の個人のインターネット利用率は86.2%、モバイル端末の普及率は97.4%となっております。今後も5Gの本格展開や生成AIの活用などにより、デジタル化は今以上に私たちの生活に深く浸透していくものと考えておりますが、70歳以上で年齢が上がるにつれて利用率が低下する傾向にあります。

これらのことから、本町においても、今後、誰もがデジタルにアクセスできる環境を整えるために、公共施設の機器の貸出しや通信環境の提供、相談窓口の設置など、様々なデジタル支援策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ぜひ、説明するときは非常に分かりやすくということで、一例になるかどうかは分かりませんが、先ほど言ったアプリダウンロードの流れを、ちょっとAIにお願いして、スーパーでの買物に例えて、英語は一切禁止ですという条件をつけてちょっとAIに翻訳してもらいました。ちょっと読んでみたいと思います。

お店に入るための会員カードを作る。そのお店の登録カウンターで名前を登録する。店内の棚を見て欲しい商品をかごに入れる。レジでお店の決まりごとにうなずいて了承する。商品を使うために商品の利用者登録をする。家に帰って買った商品を実際に使い始めるというふうに回答されました。

もちろんこれが買物、利用者登録とか店の決まり事というものは、ふだんの買物ではないんですけれども、このAIに何回かかければ、それなりの答えが出てきたり、あるいはもうこの言葉をベースに、少し編集すれば高齢者でも分かりやすい説明に変えることができるのではないかなというふうに思います。このようにイメージしやすいものに置き換えて説明するというの

も、非常に配慮になるかなというふうには考えております。

また、町では令和5年度にスマホの教室を賀美石小学校で行っていたようですが、その内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（味上庄一郎君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長です。よろしくお願いいたします。

当課、ひと・しごと推進課におきましては、どちらかというとデジタルトランスフォーメーション（DX）の技術を活用して、地域の課題を解決したり、あるいは地域経済を活性化していく。それらを基に町外の企業の皆さんに町内に定着をしていただきたい、そういった目的を持ちまして取組をしている中で、令和4年度から令和6年度まで、合計24回のスマホ教室を開催しております。

この開催期間中、延べ238名の方に参加をしていただいております。こういった目的があったところもありますので、当初は、参加者を決して高齢者に限ったわけではなく、幅広く広い年代の方々に、こういった技術を知っていただきたいという目的で開催をさせていただきましたが、結果といたしまして、1回目の開催から、やはり60歳以上の方々が大半を占めていたというところがありました。

こうしたところから、参加した皆さんのどういったところを学びたいのか、どういった利用をしたいのか、そういった意見を毎回アンケート等を取らせていただいております。参考になさるべく、開催内容を検討してきたところでございます。

具体的には、初めて開催をしました令和4年度、こちらはスマホとガラケーで何が違うんですかというようなお話ですとか、実際に操作を体験していただくのに、常に使うであろうカメラあるいは地図、そういったもののアプリ、あとはインターネットを使うのに文字を入力しなくてもいいスマホですと、音声入力できますよと、そういった使い方を学んでいただきながら、令和5年度には町の災害情報、そういったものをどういうふう to 取得できるのかですとか、令和6年度には、皆さんから要望が多かったLINEの活用の仕方、あるいはメッセージアプリでの送信方法、そういったものをいろいろ中に加えながら、やはり世の中で問題になっております特殊詐欺、こういったことを使うことによって、そういった危険性もありますよというような内容で、これは専門の業者の方に来ていただいて教室を開催をさせていただきました。

やはり町としても、単なるスマホ教室で終わらせるのはもったいないというところもありましたので、町内の福祉事業所さんのほうにもお声がけをさせていただきまして、高齢者の方々

の健康ですとか、あるいは身体機能の維持、交流機会の創出、こういったものがこのデジタル技術で創出できるのではないかとということもありまして、ドローンサッカーを体験していただいたり、あるいはeスポーツの事業所さんのほうにも来ていただきまして、同時に高齢者の方と、そういった事業所の方にも体験をしていただきまして、指導する企業の皆さんが、こういった加美町の取組を起点にして、フィールドワークの場として使っていただけないでしょうかというような形で、そういったスマホ教室を開催してきたのが実情でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 4から6年度でしっかりとやっていただいたということですが、7年度、今年度はつまり実施はなかったのでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

やはり一番最初に開催をしました令和4年度が実は参加者が非常に多くて、あと毎年開催するたびに同じ方が参加をしていただくと、非常にそれはそれでありがたくて開催をしたんですけれども、年々やはり同じ回数であってもなかなか参加率が上がってこないということもございまして、一度3年間やった事業の内容を、令和7年度は検証させていただいて、今後どのようにしていくか、その辺に関しましては一番は町がどのような施策を展開していくのかということにどう結びつけていくのかと。

当課といたしましては、先ほどお話ししたような形の企業さんの定着を目指したいということからスタートしたということもございましたので、その辺、町の施策でどういうふうにひもづけをしていくか、そちらにつきましては、いろんな関連部署と連携を図りながら、今後の開催を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） それから、スマホに相談できる場所が一つあるかと思います。この間、21日もマイナンバーカードの出張申請がイオンで行われたかと思いますが、スマホ相談会もやっていますというような案内も拝見しました。

これまでスマホ相談、マイナンバーカードの出張申請などでスマホ相談というのはどれぐらい件数、内容はあったのか、教えていただければと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長でございます。

マイナンバー出張申請については、宮城県のマイナンバーカード普及促進事業を活用し、開催しているものでございます。加美町においては昨年11月11日土曜日に、イオンスーパーセンター加美店で、今年は1月17日土曜日にヨークベニマル中新田店、また先日の2月21日土曜日にイオンスーパーセンター加美店と3回開催しております。

内容につきましては、マイナンバーカードの普及促進を図るため、宮城県から委託された事業者のスタッフさんが無料で申請書記入の補助、あと写真撮影など、マイナンバーカードの申請のサポートを行うものです。また、それと並行してスマホ相談も行っているという状況でございます。

スマホ相談では、マイナポータルの利用方法やスタッフが対応できる範囲のスマホの基本的な操作について相談することができます。3回の相談内容の件数でございます。11月11日健康保険証のひもづけに関する相談が2件ございました。それと1月17日については相談はございませんでした。2月21日、先日はみやぎポイントの獲得方法についての相談が1件となっております。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 3回の開催で計3件といったところということで、やはりマイナンバーカードの申請はあってもやっぱりスマホというものに対して、さっきもマイナ保険証のひもづけもみやぽもスマホをしっかり扱う自信がないと、やっぱりなかなか相談、獲得というところにはいかないのかもしれないとはちょっと思いました。

デジタル機器を扱えない、そういったことにより生まれる格差をデジタルデバイドというふうに呼ばれています。デジタルデバイドについて、対策の取組をしているところで石川県加賀市というところが先進地というところから出てきたので、若干ちょっと事例を紹介させていただきますと、加賀市では携帯ショップが5社あって、そこの方々と提携をしながら、デジタル活用支援推進事業を行っております。

4回のスマホ教室を開催し、未経験者がマイナンバー活用者、電子申請までできるようになっているところで、高齢者への配慮もあり、また若年層、一般層への使い方、普及もあって加賀市民のマイナンバーカード交付率は全国1位の56.1%ということになっております。

また、高齢者向けのスマホ教室も開催し、アンケート結果では、定期的に開催してほしいですとか、あと携帯ショップだと分からないことが聞きにくい、自分のペースには合わないが市が開催してくれると教室の参加のハードルが下がる。中にはとても楽しく勇気が湧いたと。スマホに電子機器に触れる勇気が湧いたというようなご意見も、この中にはありました。

情報に対する能力を身につけることが求められる場面が今非常に多くなっております。加美町では地方支援交付金の使い道の一つとして、住民1人1万円の現金給付といたしました。実はこの件は、もちろん町の皆さんも喜んでおりますけれども、大崎市の方と話したときも、加美はこういうふうになっているんですというふうに話すと、非常にそっちのほうがいいですというふうに言われることもありました。単純で分かりやすいと、シンプルでとてもよいというふうに言っています。

ですが、大崎市や気仙沼市は交付金を電子ポイント給付事業としております。またそもそもポケットサイン自体が初回利用時に、みやぎポイント3,000円の給付をしております。またプッシュ式では、振り込み手数料など給付金額以上の予算も電子ポイント給付よりもかかるのではないかとこのように思います。また、今後も電子ポイント一斉給付が加美町を含めた大きな単位で給付導入されることも大いに考えられると思います。

要するに、言いたいこととしては、情報収集能力の違いによって、知っている人、扱える人だけが得をするといった、そういう格差ができ上がってしまう可能性があるのではないかと考えております。

先ほどの答弁で、デジタル健康アプリを多くの職員が説明できるようにするとの答弁をいただきましたが、その考えを発展させて役場のほうに常設的に相談窓口を設置する。またスマートフォン講座について前回の内容とはまた変わって、ゼロから始めるスマホ講座のような内容で行っていく。また他県では実施されていますけれども、デジタルサポーター制度の創設など、とにかく入り口を広げる必要があると考えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

今回、物価高騰対策として重点支援地方交付金を活用した、みやぽへの電子ポイントの給付を実施している自治体が結構散見されております。今後この電子ポイントの給付につきましては、常態化していくものと考えてございます。

しかしながら、電子ポイントの給付や利用につきましては、町民一人一人のデジタル化が必要であり、本町ではこれまで町民がデジタル化の恩恵を公平に受けられるよう、デジタルデバイドの解消に向け、高齢者スマホ教室やLINEマーケター講座などを開催してまいりました。

今後も、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、デジタルについて気軽に相談できる環境の整備など、町民のデジタル対応力の向上に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） じゃ最後、総括的に町長にお伺いしたいなと思います。

大手外食チェーン店はじめ、今、注文から支払いまで自分で行うという店舗が非常に増えています。慣れない人からすれば、来てみたはいいが分からないから帰るとなってしまうのはもったいないですし、それが町で今度行うデジタルポイント事業に同じような形で、スマホが扱えないから、やっぱりできないというふうになっては非常にもったいないと思います。

また、今後新庁舎では、またDXも進み、いろいろと書かない窓口をはじめとした、町民にある程度操作をしてもらう窓口、システムなども考えていただければなというふうに思うのですけれども、そのときにもやはり住民がまずデジタルに慣れていないとスムーズに進まないのではないかと思います。先ほど提案した、相談窓口の設置など、情報格差に対する常設的、継続的な支援が必要だと思いますけれども、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

ご指摘のとおりだと思います。どうしてもこれからデジタル技術ということに関して、やっぱり一番心配なのは、今議員から再三再四ご指摘いただいていた情報格差ということ、知らないで損をする人が出てくるといったようなことになるかと思います。

様々なことを考えられると思いますけれども、そのような方策、ご提言いただいた方策もしっかりと視野に入れながら、町民の皆さんに、今日のタイトルでありますそのデジタルリテラシー向上ということに、町としても、私としても全力で努めていきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ありがとうございます。

ぜひ提案を早期実現していただけるようによろしく願いいたします。

続きまして、教育関係のほうでお伺いさせていただきます。

午前中の中で伊藤 淳議員も、やっぱり選挙の結果とネットの動きについての十分懸念をされておりました。日々インターネット上で様々な情報が発信されますけれども、本当に衆議院選挙でも有権者が判断する材料に、ネットでの活動、動画、SNSの書き込みなどもかなり判断材料となったかと思います。

でも、投票率も去年の参議院選よりも加美町でも4ポイント以上ですかね、伸びたということとはやっぱりいかに若い人も選挙に興味関心を持って投票に行っているんだなということを、非常に強く、個人的には感じております。

しかし、デマという言葉が最近はやったのも、何かといえ、やっぱり残念ながら選挙なんですね。衆議院選もそうですし、あとは宮城県知事選でも本当にかなり問題になって、宮城県も今デマに対しては動いていこうというふうになっております。よく言われるのはフェイクニュースという、要は、いかにもデマなんですけれども、いかにも本当っぽく発信するというようなフェイクニュース、あるいはそれに対応するのは事実を確認して、そうではありませんというようなファクトチェックということも行われております。

子どもたちはそういったネット上でそういう活動がある、そういう動きがあるということ把握して知識を身につける教育が行われているのでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。よろしくお願いします。

ただいまのご質問ですけれども、いわゆるメディアリテラシーとか、情報教育と言えましょうでしょうか。そういったような教育関連ですけれども、関連もございすけれども、各学校におきましては、教育計画の中に取り入れて、そういったような情報教育を行っているところでございす。

少し例を挙げますと、国語科あるいは学級活動において、インターネットあるいはメール利用時の情報モラルといったような学習をしている学校もございす。中学校では、情報の技術の分野の中で、情報セキュリティと情報モラルというところで取り入れて学習している中学校もございす。

やはり、子どもがインターネットに触れる年齢が下がってきている現代におきまして、このようにメディアリテラシーとか、ネットリテラシー教育というのは、早い段階から発達段階にに応じて始めるということが大切かなと考えておりますので、推進していきたいと考えております。以上でございす。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 宮城県では、知事選の騒動を受けてネットのデマに対する検討会というのが立ち上がりました。県が立ち上げるということは、それだけやっぱり県知事選のときの騒動は目に余るというふうに思われたのかなというふうには思います。

また、個人個人も動画や画像をうのみにせず、事実を確認する必要があります。ショート動画では切り抜きとか、要はAということではなくてBだというふうにお話、その人が話をしても、Aの段階でもう切ってしまっていて、こういうとんでもないことを言っているというふうに関信するとか、そういったことも今可能になっています。それを見抜く力を我々も身につけなくては

いけないと思います。

一方で、ユーチューブはじめSNSでは、AIが自動的に自分好みの動画を提案してくれたりとか、自分好みの投稿を最優先に見られるようにシステム化がされておりますので、便利はといえば便利なんですけれども、その結果として何が怖いかというと、特定の意見が過度に強化、増幅され価値観に近い情報にばかり触れることになります。

その偏った情報が正しいと錯覚しやすく、違う意見はもう極端に否定するというのが、先ほど話したフェイクニュースの拡散を助長する危険性があります。これを狭い空間に閉じこもって大きな音を立てると、その近辺で反射するので、自分の周りにしか響かないと、これを例えてエコーチェンバー現象といいます。こういった偏った知識に陥らないためのモラル教育というのも行われているか、お聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

ただいまのエコーチェンバー現象は、繰り返しになりますけれども、情報モラル教育とかは、日頃のメディアリテラシー、情報リテラシーを高めることが大事なのかなと考えているところでございます。

ただいまのご指摘のエコーチェンバーに関する内容を取り入れている学校をちょっと調べてみたんですけれども、そのものを取り上げている学校はございませんが、情報教育の中で、本当に正しい情報なのか、あるいは本当にそれでいいのかというような、慎重に考えることの大切さを指導しているところもございます。

また、これも繰り返しになりますけれども、中学校におきましては、情報の技術の分野の中で情報セキュリティと情報モラルというところで、昨今の事件や事故等の情報を交えながら授業を展開しているという学校もございます。

いずれにしても、やはり自分と違う様々な意見があることの認識、それと情報の真偽、それを確かめる癖、あるいは見極めるというところと、誹謗中傷に加担しないための不確かな情報は拡散しない。このようなことが大事なのかなと考えておりますので、さらにましてやはりメディアリテラシー、情報教育、情報リテラシーの教育は推進していかなければならないのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 学校内ではしっかりと取り組んでいただいて、大事なものは答弁にもありましたけれども、学校外で教えていくのはやはり保護者ということになると思います。教員も

含めて教員保護者への啓発というのは十分に行われているのか、お伺いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長です。

教職員の研修あるいは保護者への周知啓発というところで答弁させていただきますと、まず教員に関しては、各学校内に情報担当の教員がごございます。その中でメディアリテラシーに関する教材あるいは補助資料を整備して、校内で職員間で共有して研修を行っているというところでございます。

やはり教職員に関しては、私が言うのもなんですけれども、教職員自身が情報モラルやメディアリテラシーを身につけることに加えて、指導スキルの向上というのが必須かと考えているところでございますので、教育委員会といたしましても、やはり今後もより一層の教職員の研修の機会の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、保護者への周知啓発というところでございますけれども、学校だよりとか、あるいはある学校では新入学生の保護者説明会に、児童生徒のスマホ、SNSの取扱い、トラブル等に関する情報を提供して啓発をしているところもございます。やはり学校の情報教育も大切ですが、ご家庭での情報教育も大切かなとも考えているところでございます。お子さんと保護者、ご家庭が一緒になって話し合い、考えることも大事だと認識しておりますので、これらのこともより一層周知啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 文部科学省のサイトにも情報モラル教育ポータルサイトというのがあります。いろいろと小学校低学年、高学年また中高生に向けてそれぞれのテーマを持って画像なんか見せた事例なんかもこれに載っていますので、ぜひこういったものも教育の現場で活用できるのではないかというふうには思っております。

また、そういった体験型学習のほかに、先ほども答弁ではありましたが、外部講師の講演とか、指導ですかね、そういったものは実際、実績として年にどれぐらい開催されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。

体験型の学習といいますか、外部講師、外部専門家を招聘しての講演研修ですが、ちょっと回数的には定かではないんですけれども、ある学校ですと、加美警察署のご協力を得て、

ネットトラブルについてのご講話をいただいた学校もございます。やはりネットの危険性とか犯罪等々についての情報と、加害者、被害者にならないようにというところで学んだところでございます。それと、事例といたしまして、スマホ、携帯の会社の出している動画教材を活用して学習をしている学校もございます。

このような先行事例、よい取組につきましては、町内各学校で共有したいなとも思っておりますし、校内の指導はもとより、やはり専門家、外部の専門家あるいは外部の講師を招いての学習は非常に有効かと思しますので、積極的に取り入れたいと考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ぜひ各校満遍なくそういった講演ですとか、そういったことができるとういかなというふうに思います。

G I G Aスクール構想に取り組んでいるのは、加美町だけではなくてほかの自治体でも、タブレットを共有などしておりますけれども、そういった中で情報交換あるいは各市町村ごとの課題、それに対する何か対応策とか、問題解決に向けての動きとか、そういったものを共有されている活動はあるのでしょうか、それについてお伺いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長です。

G I G Aスクール構想に関して申し上げます、現在、宮城県内の各自治体の市町村教育委員会と宮城県で構成している、みやぎG I G Aスクール構想の実現に係る連絡協議会というのが設置されております。

これを1人1台タブレット端末の共同調達のほかに、校内のD Xの推進、あるいは情報提供、I C T技術に関する情報提供の取組の共有の場というようにところで設置しているところでございますけれども、先ほど来申し上げておりますネットリテラシーあるいは情報のリテラシー、等々のそういったようなところで特化しての会議というのは、まだやっていないというのが現状でございます。

やはりこのようなところを担当者同士で課題の共有の場として取上げて、一緒に解決対策を練り上げていくというのは大切だと考えておりますので、これも会議の中でこちらからどうですかというようにところで取り上げていただいて、情報共有して課題解決に進めていきたいなとも考えているところでございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ぜひ加美町がネットリテラシー教育の旗振りになってもらえればなというふうに期待しております。

最後に、ぜひネットのそういった危険性についてから子どもたちを、加美の子どもたちを守るという意気込みを、教育長にお話ししていただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） ありがとうございます。

今、課長からいろいろ説明がございましたけれども、ネットリテラシー、情報モラルについては、今後も計画的に実施しながら、外部専門家による講演等、あるいはトラブル事例を生かした実践的な学習も取り入れていきたいなというふうに考えております。また、学校だけで完結するものではございませんので、保護者への啓発あるいは家庭でのルールづくりの支援なども行っていきたいなというふうに考えております。

あと、今特に考えているのは、世界的に子どものSNS利用を規制する動きがある中で、日本は先ほど話したように、情報モラルの強化というふうなところですが、やっぱり昨年ある会議で、こども園の園長さんから、やっぱり最近の子どもは変わってきていると、それがやっぱりメディアとかゲーム依存になっている子が、ちょっといわゆる行動とかにも変化が見られると。これは何とかしていかないと、これは大変になるよねというふうな話も受けました。そういうふうな中で、やっぱりこのメディアの規制も含めて、町で全体で考えていかななくてはならないなというふうに思っていました。

1月の校長会でも、小中学校の校長先生にもお話しして、ここでまた笑いが出るかもしれませんが、スローガンも決めていました。「メディアとのつきあい方を考えようイン加美町」ということで、家庭と学校、地域共にメディアの使い方を学びながら、じゃ、何ができるかというふうなことをみんなで考えていきたいと思いますということを、今年度ちょっと力を入れていきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ありがとうございます。よしあしですけれども、子育てにもう一日ユーチューブを見せれば、子どもはじっとテレビの前でもう動かなくて、安心して家事ができるんですとか、あるいはもうゲーム機とか、もう子ども用のスマホなんかを渡して、スマホのおもちゃを渡しておけば、もう子どもはじっとしてくれるというふうに考えて子育てしている世帯なんかも、本当に増えているかなと思いますので、ぜひそれを健全な教育というほうに導いていただければと思います。

高齢者、そして小中学生、いろんな幅広い世代についてデジタルの課題についてお聞きしましたけれども、重要なのは推進と支援の両立だと思います。高齢者には安心して使える環境を、子どもたちが正しく判断できる力を本町が誰一人取り残さないデジタル社会を実現するため積極的な取組を強く要望して、1つ目の質問を終わりにいたします。

では、2点目です。軟骨伝導イヤホンについてお伺いいたします。

軟骨伝導イヤホンは、耳付近の軟骨を振動させることによって音を伝える技術であり、骨伝導と比べて音漏れが少なく、多くの自治体でも取り入れられております。窓口に小数用意するのであれば、費用対効果も大きいのではないかと思います。令和6年6月定例会でも質問があり、事例を研究していきたいと答弁がありました。その後の経過や導入の意思についてお伺いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、大綱2点目、軟骨伝導イヤホンの導入についてのご質問にお答えさせていただきます。

難聴と思われる方に対する窓口での対応については、相手の表情を確認しながら、分かりやすい言葉でゆっくりと耳元で話しかけること。相手方の状況によっては筆談を交えて説明するなどにより円滑なコミュニケーションが図れるように努めておりました。

ご指摘のありましたとおり、難聴の方やご高齢の方に対する窓口対応が円滑にできるようにすることや、職員が大声を出すことなく、プライバシーが守られるなどの観点から、自治体や金融機関等で軟骨伝導イヤホンが導入されていることは報道等により承知しております。加美町としても、議員からご指摘のありましたように、費用対効果を検証するため試験的に役場の窓口に導入したいと考えております。

試験的と申しましたのは、導入後の使用状況を確認しながら、窓口以外の活用についても検討を加え、窓口で使用する以外にも活用できる場合には、必要な台数を確保したいと考えて考えているということでございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ありがとうございます。

私も高齢者施設で働いていたので、耳の遠い方には同じように耳元でゆっくりと分かりやすく、高い声を出すと高齢者は聞き取りにくいので、低い声というのをぜひ職員の皆さんも心がけていただきたいなというふうに思います。また、実証実験ということを試験的に導入ということで、一歩前進していただけてありがたく思います。この質問は、一昨年、一條 寛議員が

一般質問したものでありますので、私も継続してお伺いさせていただいております。どのような事例研究があったかをお聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

早坂議員のほうから、試験的な導入に当たっての検討した導入の経緯等についてご質問ございましたので、お答えさせていただきます。

他の自治体の導入状況、まずホームページとか聞き取りを行いまして確認をさせていただきました。県内で導入されている自治体につきましては、塩竈市、富谷市、涌谷町、亘理町、大和町、大河原町、東松島市などが窓口を設置しているという状況でございました。あとは、どのような機器を導入しているかということも確認をした上で、町が導入する機種、まだ買ってはいないんですが、検討したというところで今の状況になってございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） 先ほど町長答弁で分かりやすくゆっくりと話すということで対応していますということでしたけれども、これまで難聴によるトラブルですとか、あと町民への対応が長時間になってしまったということはあったのでしょうか。あったときにはどういう対応をされたのか、お聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

今のご質問の件につきましては、役場に各窓口がございまして、その課の所属長のほうに照会をさせていただきました。難聴の方に対する対応のやり方なんですけれども、聞こえるように耳元でお話をしたり、筆談を行うなどをして、多少時間かかっても手続はできていたというような皆さん回答をいただいております。

また、大きな声で話をしますと、会話する内容がプライバシー的なものもあるというところでは、プライバシー保護の観点から窓口から相談室のほうに誘導して、その中で個別対応したというような事例もあったということで報告を受けております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） しっかりと誠実に、誠意のある対応をしていただいております。軟骨伝導イヤホンに関しては費用対効果も非常に高く、価格も二、三万円ぐらいで1個購入できるものであります。試験的に導入ということで、何個、どこの窓口に置くと考えてい

るでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） ほかの自治体の使用実績なんかを見ますと、そんなに導入されても実績がないような書き方をされているところもありますので、我が町としまして、一気に全窓口に置くということではなく、まずは町民課の窓口と福祉会館のほうに1台ずつ導入をさせていただきまして、そこに使った実績をつけていただきながら、どのくらい実績が出るのかなというところを見ながら、その数によっては支所であったり、ほかの窓口がございますので、そちらのほうに数のほうを配備していくというような考えで、取りあえずは今年度2台を導入するというような計画でございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ありがとうございます。

個人的にはせっかく小野田支所、宮崎支所にも1台ずつ導入して試験的にされるとよいかなというふうに思いますけれども、将来的にはもう導入となれば、何個どういった窓口を設置するという構想があるかをお聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

先ほどちょっと繰り返しになりますけれども、実績を踏まえまして窓口の状況を見ながら配備のほうを、今議員おっしゃったような窓口はいろいろございますので、必要個数、その実績を踏まえまして配備を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ぜひ本格導入となれば、例えば出張的に確定申告の場にも設置する、あるいは期日前投票所においても有効的ではないかなというふうにも思います。また難聴というと、どうしても耳の機能が低下する。ほかにも加齢による難聴というものもあります。先ほどちょっと話しましたが、高い声ほど聞き取りにくくなるものです。難聴の弊害としてはコミュニケーションが取りづらくなり、その結果、周りの状況が分からなくなることで、認知機能低下の一因にもなってしまいます。

軟骨伝導イヤホンの導入で、それでも聞こえにくい方というのは、これはちょっと機械の力ではなくて、身体の衰えなのかなと、受診したほうがいいのかというふうに進めるきっかけにもなると思うのですが、その辺について見解はいかがでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、耳の軟骨を使用して音の振動を内耳へ伝える構造というふうになっておりますので、議員ご指摘のとおり融合細胞が原因で起こる加齢性難聴の方には十分な効果が感じられない場合があるようでございます。

この軟骨伝導イヤホンを使用すれば聞こえにくい状況であれば、医療機関を受診するきっかけになるのではないかとこのように考えております。また耳が聞こえづらい状況ということは、周りの方とのコミュニケーションが取りづらく、閉じこもりがちになったり、認知症のリスクが高くなるという研究結果もあるようでございます。

この難聴イヤホンの設置状況を、近隣では涌谷町さんも導入をしているようでございますので、近隣市町村の動向を踏まえながら、いろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ありがとうございます。

町長もまだまだ難聴とはまだ縁の遠い世代だと思いますけれども、ぜひ町民の皆様が役場に来てスムーズに対応できるように、ぜひこの軟骨伝導イヤホンについて理解を示していただきたいなと思いますけれども、何か最後に見解をお伺いできればなと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

まず、実証試験ということをしていただければと思っております。そして究極的には、私も高齢者の方々であったりとか、障がい者、障がいをお持ちの方々、いわゆる弱者の方々にやさしい加美町であることを目指していきたいと思っておりますので、今回もひとつそのようなことに資することかなというふうに考えています。

○議長（味上庄一郎君） 早坂 潔君。

○2番（早坂 潔君） ありがとうございます。以上で終わります。1年間しっかり一般質問を続けられましたので、これからも皆様の声を聞きながら、この議会の場に届けていきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、2番早坂 潔君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時までに本議場へご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 1 0 分 延会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

加美町議会議長 味 上 庄一郎

署 名 議 員 三 浦 英 典

署 名 議 員 沼 田 雄 哉